

第七回 佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会 次 第

平成23年12月14日（水）

午前10時から12時まで

佐久市役所5階501会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 第六回佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会議事録の確認について

4 議 題

(1) 佐久市水資源保全条例（仮称）検討案の内容について

(2) 提言書（案）の内容について

(3) その他

5 閉 会

（資料）

資料1 第6回地下水等水資源保全研究検討委員会議録（概要）

資料2 第6回地下水等水資源保全研究検討委員会で佐久市水資源保全条例（仮称）  
検討案に対して出された意見に対する対応案

資料3 佐久市水資源保全条例（仮称）検討案新旧対照表

資料4 佐久市水資源保全条例（仮称）検討案概要

資料5 佐久市水資源保全条例（仮称）検討案

資料6 佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会提言

資料7 佐久市環境基本条例

◆第6回 佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会 会議録（概要）

日時：平成23年11月21日（月）午前10時00分

場所：佐久市役所議会棟 二階第一委員会室

1 開会

2 あいさつ

3 第5回佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会議事録の確認について

4 議題

(1) 佐久市水資源保全条例（仮称）検討案の内容について

資料1及び資料2を事務局より説明

委員長

「新しい条例案について、前回の会議の中で委員の皆さんから出されました意見を、事務局の方で検討し整理してもらいましたので、今回は一つずつ確認しながら進めたいと思います。」

Q 委員

① 「条例案の目的部分にも関連するわけですが、地下水のみの保全に限ったことではなく、（水質の保全を含んだ）環境保全にも努めるといった広い意味での表現にできたら、より良いのではないですか？」

A 事務局

「水質の保全や環境保全についても、もちろん考えていかないといけません。しかし、現在検討している条例に限って言いますと、地下水、湧水の保全を主の目的としております。それは、佐久市で享受している水道水の約99.9%が地下水と湧水であることと、環境保全を含んだ対策については佐久市環境基本条例があり、その中で触れられております。」

委員

「分かりました。別の条例（佐久市環境基本条例）で守られているとすれば、それでいいと思います。」

Q 委員

「同一の企業であっても親会社、子会社のような形態をとる場合、その申請行為に対してどのように扱うのでしょうか？或いは、同一の企業でも地籍が違っていた場合は、

どのように扱うのでしょうか。」

A 事務局

「その点につきましては、半径300メートル以内の範囲に入っているければいいと考えています。」

委員

「要件として、原則、半径が300メートル以上離れていることと、取水量一日あたり500立法メートル以下である、という内容は概ねいいと思います。」

全員一致

Q 委員

② 「井戸の採掘の際には事前に影響調査をすること、とありますが、実際には井戸を掘って何日も採取してみると、その影響がどれほどあるのか分からないと思いますが？」

A 事務局

「（現在考えているのは、）申請前には実際の井戸の掘削はせず、電気調査等で事前に地下水の状況を把握することや、近隣の方への井戸の規模や取水の計画を説明していくことを想定しています。細部については条例に盛り込むのではなく、運用基準など設けていかないといけないと思います。」

Q 委員長

「人を集めて説明会を実施する時は、市が主体となって行うのですか？」

A 事務局

「説明会の主体はあくまで井戸の設置予定者が行うことになります。市の関わり方とすれば、井戸設置前の周辺住民の説明会時に同席し、助言及び指導を行うことができる、としています。或いは、採取後に周辺の既存井戸の水位に何らかの影響が見られたときには設置者に対して助言、指導、勧告ができるとしています。」

Q 委員

③ 「許可の条件に、事前の影響調査とありますが、これは許可の前なのか、それとも、後なのでしょうか？前だとすれば許可の要件になるのではないですか？」

A 事務局

「許可の前になりますので、要件に修正いたします。」

Q 委員

④ 「それともう一点、許可の条件には、周辺住民への説明会や事前影響調査を実施した後の結果報告書についても提出させるよう、付け加えた方がいいのではないですか？」

Q 委員長

「許可の要件と条件の違いは何でしょうか？」

A 委員

「条件とは、これから先に行おうとする行為に対して、相手先に対して守ってもらうことを約束してもらうことです。それに対して、要件とは今の段階でクリアしておいてもらう内容、ということになります。」

Q 委員

⑤ 「事前影響調査の中に水質調査は入っていますか？というは、汚染された水はおそらく誰も使いたがらないと思いますので、おそらく水質検査を個々で行い、井戸を設置することになると思います。その内容を市では把握する予定はないのでしょうか？」

A 事務局

「どういった調査をするかは現在検討中です。」

Q 委員長

「大まかな内容については条例でうたっておいて、その当たりの細かい内容については、運用を考える中で、規則なり要綱等で定めるということですね。」

Q 委員

⑥ 「事前の影響調査をすることになりますと、非常にその調査項目の内容が許可をするうえで大切なってくるかと思います。そのあたりをよく構成しておいていただきたいと思います」

委員

⑦ 「許可の条件では取水の上限は 500 立方メートル以下となっていますが、例えば、5 立方メートル程度の少量の水を取水する予定の方に対しても（周辺説明会や事前の影響調査を）行っていただくのでしょうか？それとも、例えば、100 立方メートル以上取水する者に対して、行ってもらう内容など精査することが必要になります。というのは、水の利用を考えた場合には、逆に水の利用を制限する話になってしまいます。利用者が多額の資金をかけてそこまでできるのか、という問題もありますし、使用量が多い、少ないなどバランスの問題もありますので、運用の中で整理しないといけないと思います。」

それと、取水後の扱いについて、周辺の地下水位の低下がみられた場合には、直ちに取水をやめることとなっていますが、取水量を減らす措置を取らせる、など他にも対応策はあると思いますので、今後運用の中で考えていかないといけません。」

Q 委員

⑧ 「取水後、周囲に及ぼす影響がどの程度あるのか観察する為には、少なくとも 3 日間の連続した揚水試験を行わないと実際のところ分かりません。周辺の方への事前説明を行うことになっていても、実際に及ぼす影響に関しては推測の中でしか話ができないのではないでしょうか？揚水試験をするにしても相当の金額がかかるので、採取者にどの程度まで義務付けをするかは大きな課題です。」

Q 委員

「参考に水道企業団において、新たな水源地を開拓する際、事前の説明会等を行うことがあるかと思いますが、その時には、実際、どんな内容を話されているのですか？」

A 委員

「井戸のタイプや取水量、あるいはケーシングの深さ、という内容をお話ししております。」

委員

⑨ 「今回の許可の条件であります、一日の取水量 500 立方メートルや半径 300 メートル以内の既存井戸の設置者の同意を得るという内容については、問題ないかと思いますが、そのほかの項目については、実際に井戸を掘ってみて水がどの位であるのか、あるいは、どの位周囲に影響を及ぼすのか、というのは、実際に井戸を掘ってみないと分からないので、許可の条件とは別のタイミングで考えた方がいいのではないかでしょうか？」

委員

⑩ 「一つの考え方として二段階の許可というのはどうでしょうか？まずは開発に対する許可をとっておいて、ある程度の調査を取水希望者に行わせ、実際にどの位の水のボリュームがあるのか、或いは、水質の結果は取水者が望んでいる程度なのか、など基礎的なデータを得たうえで、二段階目で使用の許可をもう一度取っていただくのはどうでしょうか。その方がすっきりすると思います。」

Q 委員長

「そういう考え方もありますね。そのあたり条例にうたったほうがいいのでしょうか？それとも運用基準などの中で整理したほうがいいのでしょうか？」

A 委員

⑪ 「専門的になってくると難しい問題ですが、やってみて色々修正する必要が可能性として出てくるような事項については、運用基準などの中で整理すれば柔軟性が持てていいと思います。」

A 委員

「井戸の設置については二段階で許可を与えるのが、私も整理できていいと思います。」

A 委員

「事前影響調査については、かなり細かい部分になってくると思いますので、運用基準や要綱等で定めるのが適当ではないでしょうか。また、細かい運用基準等の内容は事務局の方でよく精査していただくのが良いのではないかでしょうか。」

A 委員

「地下水という性質から言って、実際に井戸を掘らないと、その量や周囲へ及ぼす影響は分からぬということありますから、運用の中で対応を図るべきだと思います。ここで議論する条例の部分と実際の運用とは、切り離して考えるのがいいのではないかでしょうか？」

全員一致

委員

「私からの要望とすれば事前説明会には市の職員も一緒に同席をしていただきたいと思います。また、定期的にモニタリングの結果を報告するということも必要であると思いますが、（企業のような形態であれば問題ないと思いますが、）個人で井戸のモニタリングをする、というのも費用的に大変ですから市で行ってもらえたうらう思います。」

Q 委員長

⑫ 「地下水の水質調査について事務局はどう考えていますか？」

A 事務局

「現在、市の方では生活環境課が主体になって井戸の水質調査を行っております。今後関係課と打ち合わせや協議を行い、検討していきたいと思います。」

Q 委員

「次に使用しなくなった井戸の取り扱いですが、ケーシングなど金属物が水に長い期間入ったままだと、地下水への汚染につながらないですか？」

A 事務局

「そのあたりのご意見ですが、井戸を埋めるということについては多額の費用がかかります。ですから、異物の混入を防ぐためにも、蓋をして井戸を閉塞していくだくということを考えております。」

A 委員

「ケーシングなどから出る錆びの程度なら、水質には影響ないと考えます。実際、数百メートルあるケーシングを抜くという作業は不可能に近いですから、蓋をしてもらう程度でいいのではないかでしょうか。」

Q 委員

⑬ 「感性豊かな子供たちに対して水の大切さを再認識していただくような取組や学習の機会を市で考えていただけないでしょうか？」

委員長

「確かにそうですね。現在、色んな市町村で水に対する条例化の問題が話合われております。その一環として、子供たちへの学習の機会としてそれぞれの自治体で取り組まれているようですので、その辺りも検討いただけるといいと思います。」

「それでは条例については以上ですべてご確認をいただきました。」

(2) 提言書（案）の内容について

事務局

「次に市長へ提言をしていただく内容について、原案を用意させていただきましたので

確認をお願いします。」

事務局説明

全員一致

(3) その他

事務局

「次回の研究検討委員会は12月14日、午前中に予定させていただいております。同日、午後には、委員長と副委員長より代表して市長へ提言書を提出させていただきたいと考えております。ご審議のほどお願いします。」

5 閉会(12時00分)

## 第6回地下水等水資源保全研究検討委員会で委員から佐久市水資源保全条例(仮称)検討案に対して出された意見に対する対応案

### 第2 規制条例部分

条例検討案の項目	条例検討案の内容	第6回地下水等水資源保全研究検討委員会で委員から出された意見	対応案
4 地下水採取の規制方法 許可の要件 (1)	「利用目的が「工業用」、「商業用」、「医療・福祉用」の場合の1日当たりの揚水量が500立方メートル以下」の要件について	(1) 利用目的が「工業用」、「商業用」、「医療・福祉用」の場合は、1日当たりの揚水量が500立方メートル以下であればすべて、許可制になっているが、わずかしか採取しない場合も事前調査を行い、量水計を設置しなければ、許可にならないのか。	(1) 利用目的と揚水量を規制の基準とし、周辺の既存井戸への事前影響調査の実施が原則必要であるとしたが、利用目的が「工業・商業・医療福祉用」で取水量がわずかしかない場合も、事前影響調査の実施が必要であるとする、取水者に過度の負担を課すことになってしまう。利用目的が「工業・商業・医療福祉用」であっても、規則で定める取水量によって、①届出制、②許可制であるが、事前調査不要、③許可制で事前調査必要な3区分の基準により規制する内容に修正する。(詳細は、別添のとおり)
許可の際の条件等	<新設井戸設置前における近隣の既存井戸への事前影響調査>について ③井戸を設置しようとする者は、あらかじめ、当該井戸で地下水を採取した場合に、周辺住民等が利用する地下水の水量に及ぼす影響を調査しなければならない ④井戸を設置しようとする者は、周辺住民等に対し、井戸の設置工事の内容、③の調査結果等について、説明を行わなければならない  ⑤井戸を設置しようとする者は、③の調査の結果、周辺住民等が利用する地下水等の水量が減少し、その利用に支障を及ぼすことが明らかな場合は、井戸の設置場所の変更等必要な措置を講じなければならない  <地下水採取後>の近隣の地下水利用者への影響について ⑥地下水採取により近隣の地下水の枯渇、汚染又は地盤沈下現象が出たときは、直ちに採取を中止し、原因を調査する ⑦⑥の場合に原因が明らかになった場合は、その原因に基づき井戸を改良する。当該井戸の改良が困難な場合には廃止する  <許可の際に条件等> ②許可を受けた者が揚水量・水位を監視(モニタリング)し、把握後、毎月報告する	(2) <新設井戸設置前における近隣の既存井戸への事前影響調査>である③～⑤は許可の条件ではなく、許可の要件ではないか。  (3) ③の周辺住民で地下水を採取している者に対する事前の影響調査について既存井戸への調査結果を報告してもらい、データベース化したらどうか。  (4) 「周辺の井戸への事前影響調査」と「地下水採取のための新たな井戸の開設」と2段階で許可すべきではないか。  (5) <新設井戸設置前における近隣の既存井戸への事前影響調査>の具体的な内容は規則で規定した方がいいのではないか。  (6) <地下水採取後>⑥～⑦は、誰が行うのか。また、井戸の改良や廃止だけでなく、採取量を減らすことも追加すべきではないか。  (7) モニタリング(揚水量及び水位の把握と市長への報告)は誰が行うのか。	(2) 許可制度を「井戸の開設の許可」と「井戸からの取水の許可」に分けて、③及び④は、井戸の開設の許可の要件に変更する。(4)参照  なお、⑤は解釈基準として、「要件③に規定する調査の結果、周辺住民等が利用する地下水の水量が減少し、その利用する地下水の水量が減少し、その利用に支障を及ぼすことが明らかな場合、市長は、許可を受けた者が井戸の設置場所の変更等必要な措置を講じ、周辺住民等が利用する地下水に影響を及ぼさないように助言する。」と取り扱うものとする。  (3) 事前影響調査結果を井戸開設の場合の許可申請の添付資料とする。 (規則で定めた揚水量のみ取水する場合)(1)参照  (4) 「井戸の開設(掘削を含む)の許可」と「井戸からの取水の許可」の、2段階の許可制とする。(1)参照  (5) 調査項目の内容は、規則で定める。 「調査項目」 新設井戸の概要(深さ、口径、採取位置等)、工事の概要、(72時間連続)揚水試験の結果、周辺既存井戸への影響調査結果(周辺既存井戸の水位、揚水量等の変化の有無)、水質、地質、新設井戸と既存井戸の位置を記載した位置図(調査結果を許可申請書に添付する)  (6) 許可を受けた者が行う。 「⑦⑥の場合に原因が明らかになった場合は、その原因に基づき井戸を改良等する。当該井戸の改良等が困難な場合には廃止する。」のように「改良等」の中に、地下水取水量を減らすことを含むように規則で規定する。  (7) 許可を受けた者が行う。

## 地下水を採取する場合の手続

「1 井戸の開設」と「2 井戸からの地下水等の取水」の2段階に分けて許可(届出)する。

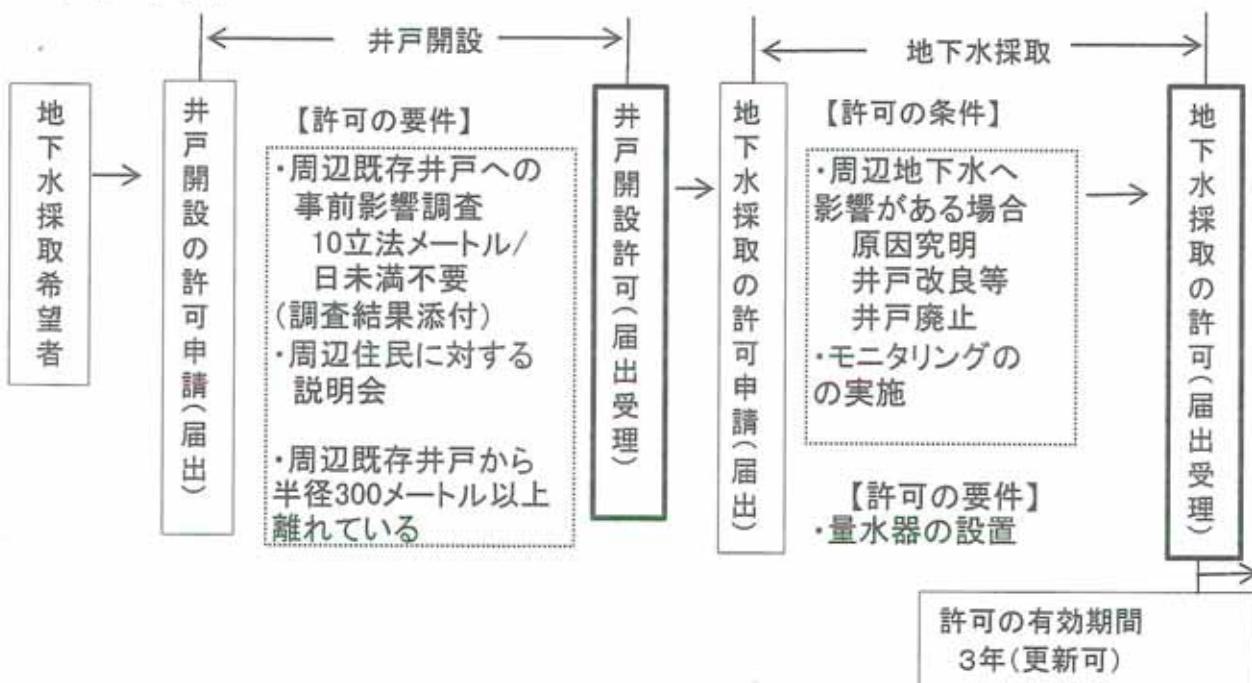
### 1 井戸の開設(掘削を含む)

1日当たりの取水量( $m^3$ )	規制の内容	周辺既存井戸への事前影響調査	周辺住民に対する説明会	周辺既存井戸からの距離
10未満	届出	不要	必要	半径300メートル以上離れている (周辺既存井戸に影響を及ぼさず、既存井戸利用者の同意が得られた場合は、除く)
10~100	許可	不要	必要	
100~500	許可	必要	必要	

### 2 井戸から地下水等の取水

1日当たりの取水量( $m^3$ )	規制の内容	許可条件
10未満	届出	①周辺地下水への影響あり (枯渇、汚染、地盤沈下) ↓ ・原因究明 ・井戸の改良等(採取量の減少を含む) ・井戸の廃止
10~500	許可	②モニタリングの実施
許可の要件…①量水計の設置		
許可の有効期間…3年 更新可		

### <イメージ図>



## 佐久市水資源保全条例(仮称)検討案新旧対照表

NO1

## 1 基本条例（理念条例）部分

項目	旧	新
目的	<p>地下水や湧水は、 ①佐久地域共有の貴重な財産 ②市民生活にとってかけがえのない資産</p> <p>地下水の保全について、 ①基本理念を定め、市民、事業者、地下水採取者、 市の役割を明らかにする ②地下水の保全の基本となる事項を定める ③佐久地域の地下水や湧水等水資源は、市民に とって必要不可欠であるため、地下水 を採取することで市民の生活に影響を及ぼすこ とが無いように、地下水の採取及び合理的な利 用について必要な事項を定めることで、 現在及び将来にわたって、市民の安全と安心、健康と生活環境を守る</p>	<p>地下水や湧水は、 ①佐久地域共有の貴重な財産である ②市民生活にとってかけがえのない資産である</p> <p>略</p> <p>③佐久地域の地下水や湧水等水資源は、市民に とって必要不可欠であるため、地下水 を採取することで市民の生活に影響を及ぼすこ とが無いように、地下水の採取及び合理的な利 用について必要な事項を定めることにより、 現在及び将来にわたって、市民の安全と安心、健康と生活環境を守る</p>
基本理念	<p>① 地下水は、先人達から引き継がれ、市民生活にとってかけがえのない 佐久地域共有の財産としての公水である 守り、育むとともに、未来へ引き継ぐために保全を図る ただし、事業者の経済活動との調和に配慮する</p> <p>② 地下水は水循環の一部をなし、佐久地域の生命の源であるとの認識 の下、保全に努める</p> <p>③ 地下水の保全は市全体で取り組む</p>	略
用語の定義	(「地下水」や「井戸」など必要な用語を定義する。)	略
責務	市民	<p>①自ら生命の源である地下水の保全に努める ②市が実施する地下水保全に関する施策に協力する ③地下水等の水質保全に努める</p>
	事業者	<p>①自ら生命の源である地下水の保全に努める ②市が実施する地下水保全に関する施策に協力する ③地下水の水質保全に努める</p>
	地下水 採取者	<p>①自ら生命の源である地下水の保全に努める ②自らの責任において、地下水の適正な管理を実施する ③地下水の水質保全に努める ④本条例に基づき、地下水の利用状況等の報告をしなければならない</p>
	市	地下水を保全するため、総合的な保全施策を策定し、実施する

項目	旧	新
地下水保全対策	<p>① 地下水の保全の重要性について、市民に啓発</p> <p>② 地下水かん養機能が高い森林の保全及び育成</p> <p>③ 地下水量又は水位の状況の監視又は調査</p> <p>④ 市民及び事業者による敷地内の緑化の推進</p> <p>⑤ 地下水の水質の安全性の確保に努める</p>	略
連携	<p>市は、県、周辺市町村及び水道事業者と水資源保全に関する取り組みに対して連携協力する</p> <p>① 県との連携</p> <p>② 周辺市町村との連携</p> <p>③ 水道事業者との連携</p>	略

## 2 規制条例部分

項目	旧	新
地下水採取の規制区域	市内全域	略
	<p>対象 新設井戸 (井戸とは地下水や湧水を採取する設備で、自噴井を含むものとする。)</p> <p>規制の基準 原則許可制であるが、利用目的が農業・水産業・家庭用で1日あたりの揚水量が10立方メートル未満の場合、届出制とする。</p> <p>許可制 利用促進と規制の調和の判断基準は、「利用目的」と「揚水量」とする</p> <p>要件 (1) 利用目的が「工業用」、「商業用」、「医療・福祉用」の場合は、1日当たりの揚水量が500立方メートル以下、「農業・水産業用」・「家庭用」の場合は、1日当たりの揚水量が10立方メートル以上500立方メートル以下の井戸 ①井戸が複数ある場合、②井戸の吐出口が2個以上ある場合の、揚水量は合計とする 親会社及び子会社、又は、複数の子会社が同時または、時期を前後して許可申請する等要件(1)を潜脱したと判断される場合は、それぞれの揚水量を合計したものとする</p>	<p>略</p> <p>原則許可制であるが、1日あたりの揚水量が10立方メートル未満の場合、届出制とする。</p> <p>略</p> <p>「井戸開設」と「井戸からの地下水等の採取」とに分けて、それぞれ許可制とする。</p> <p>(1) 井戸の開設（掘削を含む）の許可            ①1日当たりの揚水量が10立方メートル以上100立方メートル未満の場合            ア 周辺住民に対して井戸及び工事内容等の説明会の実施            ②1日当たりの揚水量が100立方メートル以上500立方メートル未満の場合            ア 周辺既存井戸への事前影響調査の実施            イ 周辺住民に対する説明会の実施            (ア) 井戸が複数ある場合、(イ) 井戸の吐出口が2個以上ある場合の、揚水量は合計とする            親会社及び子会社、又は、複数の子会社が同時または、時期を前後して許可申請する等要件(1)を潜脱したと判断される場合は、それぞれの揚水量を合計したものとする            ③周辺既存井戸から半径300メートル以上離れている。            (周辺既存井戸に影響を及ぼさず、既存井戸利用者の同意が得られた場合を除く)</p>
地下水採取の規制方法	<p>要件 (2) 要件① 量水計を設置する</p> <p>要件② 近隣の既存井戸から半径300メートル以上離れている（ただし、半径300メートル未満であっても、既存井戸利用者に影響を及ぼさないことが判明し、既存井戸利用者の同意が得られた場合は、②の要件は適用しない）</p> <p>要件 (3)</p>	<p>※100立方メートルは例示であって、基準は規則で定める。</p>

項目	旧	新
完成の届出		許可を受けた者又は届出をした者は、井戸が完成後、15日以内に届出をし、検査を受ける
地下水採取の規制方法		(2) 井戸からの地下水等の取水の許可 ア 既存の地下水等採取者に影響を及ぼさない (調査結果を許可申請書に添付する) (周辺住民等が利用する地下水の水量が減少し、その利用に支障を及ぼすことが明らかな場合は、井戸の設置場所の変更等必要な措置を講じ、影響を及ぼさないように助言する) イ 量水計の設置
許可の際の条件等	<p>①許可には条件を付けられる          ②許可を受けた者が揚水量・水位を監視（モニタリング）し、把握後、毎月報告する          &lt;新設井戸設置前における近隣の既存井戸への事前影響調査&gt;          ③井戸を設置しようとする者は、あらかじめ、当該井戸で地下水を採取した場合に、周辺住民等が利用する地下水の水量に及ぼす影響を調査しなければならない          ④井戸を設置しようとする者は、周辺住民等に対し、井戸の設置工事の内容、③の調査結果等について、説明を行わなければならない          ⑤井戸を設置しようとする者は、③の調査の結果、周辺住民等が利用する地下水等の水量が減少し、その利用に支障を及ぼすことが明らかな場合は、井戸の設置場所の変更等必要な措置を講じなければならない          &lt;地下水採取後&gt;          ⑥地下水採取により近隣の地下水の枯渇、汚染又は地盤沈下現象が出たときは、直ちに採取を中止し、原因を調査する          ⑦⑥の場合に原因が明らかになった場合は、その原因に基づき井戸を改良する。当該井戸の改良が困難な場合には廃止する</p>	<p>①許可には条件を付けられる          ②許可を受けた者が揚水量・水位を監視（モニタリング）し、把握後、毎月報告する          &lt;地下水採取後&gt;          ③地下水採取により周辺の地下水の枯渇、汚染又は地盤沈下現象が出たときは、直ちに採取を中止し、原因を調査する          ④③の場合に原因が明らかになった場合は、その原因に基づき、速やかに井戸を改良等する。当該井戸の改良等が困難な場合には、廃止する</p>
新たに井戸開設予定の場合、又は、地下水採取後に周辺の既存井戸に影響が出た場合の行政の関与の方法	<p>&lt;新設井戸設置前における近隣の既存井戸への事前影響調査の段階&gt;</p> <p>① 市長は、許可申請者が既存井戸利用者に対する影響調査を行い、周辺住民等に対し、井戸の設置工事の内容、事前の影響調査結果等について説明を行う際に、助言及び指導をすることができる</p> <p>&lt;地下水採取後&gt;</p> <p>② 市長は、許可申請者が既存井戸利用者に対する影響調査を行い、許可採取者が井戸を新設して地下水を採取したことにより、近隣の既存井戸等利用者の地下水の減少、枯渇、汚染又は地盤沈下へ影響を及ぼした場合、井戸を新設した者に対し、助言、指導、若しくは、期限を定めて必要な措置を講ずるように勧告することができる</p>	<p>&lt;井戸開設の場合&gt;</p> <p>① 市長は、井戸開設許可申請者が周辺住民等に対して、井戸設置工事の内容、また、既存井戸利用者に対して影響調査を行う場合は事前の影響調査結果等について説明を行う際に、助言及び指導をすることができる</p> <p>&lt;地下水採取後&gt;</p> <p>② 市長は、地下水採取の許可を受けた者が、地下水を採取したことにより、周辺の既存井戸等利用者の地下水の減少、枯渇、汚染、又は、地盤沈下へ影響を及ぼした場合、地下水採取の許可を受けた者に対し、助言、指導、若しくは、期限を定めて必要な措置を講ずるように勧告することができる</p>

項目	旧			新
例外	要件（1）の中の利用目的が「工業用」、「商業用」、「医療・福祉用」の場合で1日当たりの揚水量が500立方メートル以上であっても、市長が承認した場合は、許可する			略
	【市長承認の条件（判断基準）】 ①水源保全のため措置の実施（水源林の涵養等） ②水道事業者の承認（水道事業者が申請者の場合、②の要件は除く）			略
	【例外（許可申請すれば、原則許可）】 ①水道事業者 ②利用目的が公用、消防用			略
許可の有効期間	3年とし、更新することができる ただし、更新時に要件を審査する			井戸からの地下水等の取水の許可期間を3年とする。 更新することができる（更新時に要件を審査する）
届出制	利用目的が「農業・水産業用」・「家庭用」の場合で、1日当たりの揚水量が10立方メートル未満の井戸			地下水採取量が10立方メートル未満（利用目的は工業・商業・医療福祉・農業・水産業・家庭用などすべての場合）
				(1) 井戸の開設（掘削を含む）の届出 ア 周辺住民に対して井戸及び工事内容等の説明会の実施 イ 周辺既存井戸から半径300メートル以上離れている (周辺既存井戸に影響を及ぼさず、既存井戸利用者の同意が得られた場合を除く)  (2) 井戸からの地下水等の取水の届出 ア 既存の地下水等採取者に影響を及ぼさない (調査結果を許可申請書に添付する) (周辺住民等が利用する地下水の水量が減少し、その利用に支障を及ぼすことが明らかな場合は、井戸の設置場所の変更等必要な措置を講じ、影響を及ぼさないように助言する)
既許可（届出）者からの権利の承継	(1) ア 許可（届出）対象井戸を譲り受けた場合 イ 許可（届出）対象井戸を借り受けた場合	届出 届出		略
	(2) ア 許可（届出）対象井戸を相続した場合 イ 許可を受けた（届出した）者が合併された場合 ウ 許可を受けた（届出した）者が分割された場合 エ 許可を受けた（届出した）者が事業譲渡された場合	届出 届出 届出 届出		略
許可内容の変更	(1) 利用目的の変更 (2) 揚水量の変更（基準内での変更） (基準を超える変更)	許可 届出 許可		略

項目	新		
井戸廃止の場合	①廃止届を提出する ②井戸の地表面を閉塞する		
既得権者への配慮	現在井戸利用者、現在の佐久市自然環境保全条例により許可を受けた者、又は、届出をした者は、本条例の適用外 (条例施行日に許可対象井戸を利用している場合、期限までに届出をすれば、許可したとみなす。(受理後、通知) ただし、届出後の権利の承継は、条例施行後に許可を受けた者(届出した者)と同じ取り扱いとする。)(届出内容に揚水機の規格、一日の利用時間等を含む)		
規制順守のための措置	立入検査、助言又は指導、勧告、中止命令、報告指示、措置命令、原状回復命令、公表、許可取消(公表及び許可取消の場合、理由通知及び意見陳述の機会の付与)		
規制順守のための措置	罰則	勧告 中止命令 措置命令に従わない 虚偽内容許可申請 虚偽内容許可申請 中止命令違反 措置命令違反 原状回復命令違反 許可を得ないで井戸掘削 許可条件違反 立入調査拒否	公表 許可取消 罰金50万円以下 罰金30万円以下
		立入調査拒否	罰金30万円以下
		両罰規定あり(法人、代理人、使用人)	略
			略
			略
			略
			略
			略

# 佐久市水資源保全条例(仮称)検討案概要

## 1 基本条例(理念条例)部分

### 1 目的

- ①地下水や湧水は、佐久地域共有の貴重な財産であり、市民生活にとって、かけがえのない資産である
- ②地下水の保全について、基本理念を定め、市民、事業者、地下水採取者、市の役割を明らかにし、地下水の保全の基本となる事項を定める
- ③佐久地域の地下水や湧水等水資源は、市民にとって必要不可欠であるため、地下水を採取することで市民の生活に影響を及ぼすことがないように、地下水の採取及び合理的な利用について必要な事項を定めることにより

↓

現在及び将来にわたって、市民の安全と安心、健康と生活環境を守る

### 2 基本理念

- ①地下水は、先人達から引き継がれ、市民生活にとってかけがえのない佐久地域共有の財産としての公水である  
守り、育むと同時に、未来へ引き継ぐための保全を図る。  
ただし、事業者の経済活動と調和に配慮する
- ②地下水は水循環の一部をなし、佐久地域の生命の源であるとの認識の下、  
保全に努める
- ③地下水の保全は市全体で取り組む

### 3 責務

内容	市民	事業者	地下水採取者
①自ら生命の源である地下水の保全に努める	○	○	-
②市が実施する地下水保全施策に協力	○	○	-
③地下水の水質保全に努める	○	○	○
④自ら地下水保全のために必要な措置を講ずる	-	-	○
⑤自らの責任で、地下水の適正な管理を実施	-	-	○
⑥地下水の利用状況の報告等が必要	-	-	○

#### 市の責務

地下水の水質・水量を適正に保全するため、総合的な保全施策を策定し、実施する

### 4 地下水保全対策

- ①地下水保全の重要性を市民に啓発
- ②地下水かん養機能が高い森林の保全及び育成
- ③地下水量又は水位の状況の監視又は調査
- ④市民及び事業者による敷地内緑化の推進
- ⑤地下水の水質の安全性の確保に努める

### 5 県や市町村との連携

県、周辺市町村及び水道事業者と水資源保全に関する取り組みについて連携協力する

## 2 規制条例部分

### 地下水採取の規制区域

### 市内全域

### 地下水採取の規制方法

#### 対象

新設井戸（井戸…地下水や湧水を採取する設備で、自噴井を含む）

規制の基準…原則許可制だが、揚水量が10立方メートル/日未満の場合、届出制

### 許可制

利用促進と規制の調和の判断基準→「利用目的」と「揚水量」

#### (1) 井戸開設の場合

1日当たりの取水量(m³)	周辺既存井戸への事前影響調査	周辺住民に対する説明会
10~100	×	○
100~500	○	○

周辺既存井戸から半径300メートル以上離れている(例外あり)

#### (例外)

商業・工業・医療福祉用は原則不許可

ただし、1日当たりの揚水量が500立方メートル/日以上であっても、市長が承認した場合は、許可(条件付き)

#### 市長承認の条件(判断基準)

- ①水源保全のため措置の実施 (水源林の涵養等)
- ②水道事業者の承認 (水道事業者が申請者の場合、②の要件は除く)

揚水量は、①井戸や吐出口が複数の場合、②親会社と子会社、複数の子会社の場合等要件(1)を潜脱したと判断される場合、合計する。

【許可申請者の例外】(許可申請すれば、原則許可)

- ①水道事業者(水道用)
- ②利用目的が公共用、消防用

#### 【許可の有効期間】 3年 [更新時に要件を審査する]

### 届出制

#### (1) 井戸開設の場合

1日当たりの取水量(m³)	周辺既存井戸への事前影響調査	周辺住民に対する説明会
10未満	×	○

周辺既存井戸から半径300メートル以上離れている(例外あり)

#### (2) 井戸から地下水を採取する場合

1日当たりの取水量(m³)
10未満

#### 行政の関与 → 助言等

(1)周辺既存井戸への影響調査、住民説明会

(2)地下水取水後、周辺既存井戸へ影響あり

### 既許可(届出)者からの権利承継、許可内容の変更

内容	手続き
①対象井戸を譲受・借受、又は、許可(届出)者が合併・分割・事業譲渡	届出
②対象井戸を相続	届出
③利用目的、又は、揚水量(基準を超える)の変更	許可

### 既得権者への配慮

現在井戸利用者は期限までに届出すれば、本条例適用外(権利承継の場合は除く)

### 規制順守のための措置

- ①立入検査、助言(指導)、勧告、中止命令、報告指示、措置命令、原状回復、公表、許可取消 (公表及び許可取消の場合は、理由通知と意見陳述の機会付与)
- ②罰則(両罰規定あり)

## 佐久市水資源保全条例(仮称)検討案

N02

## 1 基本条例(理念条例)部分

N01

項目	内容
	地下水や湧水は、 ①佐久地域共有の貴重な財産である ②市民生活にとってかけがえのない資産である
目的	地下水の保全について、 ①基本理念を定め、市民、事業者、地下水採取者、 市の役割を明らかにする ②地下水の保全の基本となる事項を定める ③佐久地域の地下水や湧水等水資源は、市民に とって必要不可欠であるため、地下水 を採取することで市民の生活に影響を及ぼすこ とが無いように、地下水の採取及び合理的な利 用について必要な事項を定めることにより 現在及び将来にわたって、市民の安全と安心、健康と生活環境を守る
基本理念	① 地下水は、先人達から引き継がれ、市民生活にとってかけがえの ない佐久地域共有の財産としての公水である 守り、育むと同時に、未来へ引き継ぐために保全を図る ただし、事業者の経済活動との調和に配慮する ② 地下水は水循環の一部をなし、佐久地域の生命の源であるとの 認識の下、保全に努める ③ 地下水の保全は市全体で取り組む
用語の定義	(「地下水」や「井戸」など必要な用語を定義する。)
責務	市民 ①自ら生命の源である地下水の保全に努める ②市が実施する地下水保全に関する施策に協力する ③地下水等の水質保全に努める  事業者 ①自ら生命の源である地下水の保全に努める ②市が実施する地下水保全に関する施策に協力する ③地下水の水質保全に努める  地下水 採取者 ①自ら生命の源である地下水の保全に努める ②自らの責任において、地下水の適正な管理を実施する ③地下水の水質保全に努める ④本条例に基づき、地下水の利用状況等の報告をしなければならない  市 地下水を保全するため、総合的な保全施策を策定し、実施する

項目	内容	
地下水 保全対策		① 地下水の保全の重要性について、市民に啓発 ② 地下水かん養機能が高い森林の保全及び育成 ③ 地下水量又は水位の状況の監視又は調査 ④ 市民及び事業者による敷地内の緑化の推進 ⑤ 地下水の水質の安全性の確保に努める
連携		市は、県、周辺市町村及び水道事業者と水資源保全に関する取り組みに 対して連携協力する ① 県との連携 ② 周辺市町村との連携 ③ 水道事業者との連携
2 規制条例部分		
項目	内容	
地下水採 取の規制 区域	市内全域	
地下水採 取の規制 方法	対象	新設井戸 (井戸とは地下水や湧水を採取する設備で、自噴井を含むものとする。)
	規制の基 準	原則許可制であるが、1日あたりの揚水量が10立方メートル 未満の場合、届出制とする。
	許可制	利用促進と規制の調和の判断基準は、「利用目的」と「揚水 量」とする  「井戸開設」と「井戸からの地下水等の採取」とに分けて、それぞれ 許可制とする。 (1) 井戸の開設(掘削を含む)の許可 ① 1日当たりの揚水量が10立方メートル以上100立方メートル 未満の場合 ア 周辺住民に対して井戸及び工事内容等の説明会の実施 ② 1日当たりの揚水量が100立方メートル以上500立方メートル 未満の場合 ア 周辺既存井戸への事前影響調査の実施 イ 周辺住民に対する説明会の実施 (ア) 井戸が複数ある場合、(イ) 井戸の吐出口が2個以上ある 場合の、揚水量は合計とする 親会社及び子会社、又は、複数の子会社が同時または、時期を 前後して許可申請する等要件(1)を潜脱したと判断される場 合は、それぞれの揚水量を合計したものとする ③ 周辺既存井戸から半径300メートル以上離れている (周辺既存井戸に影響を及ぼさず、既存井戸利用者の同意が得ら れた場合を除く) ※100立方メートルは例示であって、基準は規則で定める。

N03

項目	内容
完成の届出	許可を受けた者又は届出をした者は、井戸が完成後、15日以内に届出をし、検査を受ける
許可制	<p>(2) 井戸からの地下水等の取水の許可</p> <p>ア 既存の地下水等採取者に影響を及ぼさない (調査結果を許可申請書に添付する) (周辺住民等が利用する地下水 の水量が減少し、その利用に支障を及ぼすことが明らかな場合は、井戸の設置場所の変更等必要な措置を講じ、影響を及ぼさないように助言する)</p> <p>イ 量水計の設置 は、それぞれの揚水量を合計したものとする</p>
地下水採取の規制方法	<p>①許可には条件を付けられる ②許可を受けた者が揚水量・水位を監視（モニタリング）し、把握後、毎月報告する</p> <p>＜地下水採取後＞ ③地下水採取により周辺の地下水の枯渇、汚染又は地盤沈下現象が出たときは、直ちに採取を中止し、原因を調査する ④③の場合に原因が明らかになった場合は、その原因に基づき、速やかに井戸を改良等する。当該井戸の改良等が困難な場合には、廃止する</p>
新たに井戸開設予定の場合、又は、地下水採取後に周辺の既存井戸に影響が出た場合の行政の関与の方法	<p>＜井戸開設の場合＞ ① 市長は、井戸開設許可申請者が周辺住民等に対して、井戸設置工事の内容、また、既存井戸利用者に対して影響調査を行う場合は事前の影響調査結果等について説明を行う際に、助言及び指導をすることができる</p> <p>＜地下水採取後＞ ② 市長は、新たに地下水採取の許可を受けた者が、井戸を新設して地下水を採取したことにより、周辺の既存井戸等利用者の地下水の減少、枯渇、汚染、又は、地盤沈下へ影響を及ぼした場合、地下水採取の許可を受けた者に対し、助言、指導、若しくは、期限を定めて必要な措置を講ずるように勧告することができる</p>
例外	<p>要件（1）の中の利用目的が「工業用」、「商業用」、「医療・福祉用」の場合で1日当たりの揚水量が500立方メートル以上であっても、市長が承認した場合は、許可する</p> <p>【市長承認の条件（判断基準）】 ①水源保全のため措置の実施（水源林の涵養等） ②水道事業者の承認（水道事業者が申請者の場合、②の要件は除く）</p>

N04

項目	内容
例外	<p>【例外（許可申請すれば、原則許可）】</p> <p>①水道事業者 ②利用目的が公共用、消防用</p>
許可の有効期間	井戸からの地下水等の取水の許可期間を3年とする。 更新することができる（更新時に要件を審査する）
地下水採取の規制方法	<p>(1) 井戸の開設（掘削を含む）の届出 ア 周辺住民に対して井戸及び工事内容等の説明会の実施 イ 周辺既存井戸から半径300メートル以上離れている (周辺既存井戸に影響を及ぼさず、既存井戸利用者の同意が得られた場合を除く)</p> <p>(2) 井戸からの地下水等の取水の届出 ア 既存の地下水等採取者に影響を及ぼさない (調査結果を許可申請書に添付する) (周辺住民等が利用する地下水 の水量が減少し、その利用に支障を及ぼすことが明らかな場合は、井戸の設置場所の変更等必要な措置を講じ、影響を及ぼさないように助言する)</p>
既許可（届出）者からの権利の承継	<p>(1) ア 許可（届出）対象井戸を譲り受けた場合 イ 許可（届出）対象井戸を借り受けた場合</p> <p>(2) ア 許可（届出）対象井戸を相続した場合 イ 許可を受けた（届出した）者が合併された場合 ウ 許可を受けた（届出した）者が分割された場合 エ 許可を受けた（届出した）者が事業譲渡された場合</p>
許可内容の変更	<p>(1) 利用目的の変更 (2) 揚水量の変更（基準内での変更） (基準を超える変更)</p>
井戸廃止の場合	<p>①廃止届を提出する ②井戸の地表面を閉塞する</p>
既得権者への配慮	現在井戸利用者、現在の佐久市自然環境保全条例により許可を受けた者、又は、届出をした者は、本条例の適用外 (条例施行日に許可対象井戸を利用している場合、期限までに届出をすれば、許可したとみなす。（受理後、通知） ただし、届出後の権利の承継は、条例施行後に許可を受けた者（届出した者）と同じ取り扱いとする。) (届出内容に揚水機の規格、一日の利用時間等を含む)

## NO 5

項目	内容		
規制順守のための措置	立入検査、助言又は指導、勧告、中止命令、報告指示、措置命令、原状回復命令、公表、許可取消（公表及び許可取消の場合、理由通知及び意見陳述の機会の付与）		
規制順守のための措置	罰則	勧告	公表
		中止命令	
		措置命令に従わない	
		虚偽内容許可申請	許可取消
		虚偽内容許可申請	罰金 50 万円以下
		中止命令違反	
		措置命令違反	
		原状回復命令違反	
		許可を得ないで井戸掘削 許可条件違反 立入検査拒否	罰金 30 万円以下
両罰規定あり（法人、代理人、使用人）			

平成23年12月14日

## 佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会提言

佐久市長 柳田 清二 様

～先人達から引き継がれた水資源を守り、育み、未来へ引き継ぐために～

佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会委員長  
中屋眞司

「佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会」は、外国資本等による森林買収等の動きに対して、地下水等水資源の保全に係る方針及び方策に関する研究及び検討を行うため、平成23年6月から7回にわたり検討を行ってきた。そして、ここに提言「佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会提言 ～先人達から引き継がれた水資源を守り、育み、未来へ引き継ぐために～」を取りまとめた。

佐久市においては、この提言を基に、長野県、佐久地域の市町村、市民、事業者等と連携及び協力して、地下水等水資源の利活用と保全との調和に配慮した対策に取り組むように提言する。

平成23年12月14日

佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会

(目次)	
はじめに	P3
1 先人達から引き継がれた佐久地域共有の財産である 地下水等水資源を未来へ引き継ぐための提言	P4
【提言1 水を守る】 提言1 地下水等水資源を保全するための新たな条例を制定する。	P5
提言2 国へ地下水等水資源を保全するための新たな法律 の制定を要望する	P6
提言3 県へ地下水等水資源保全のための新たな条例の 制定等を要望する	P7
提言4 佐久地域の地下水量の調査（地下水収支の把握）を実施する	P8
提言5 地下水等水資源の保全について、県や佐久地域 の市町村と連携して対応する	P7
【第2 水を育む】 提言6 地下水をかん養するための対策を実施する	P8
【第3 水を未来に引き継ぐ】 提言7 地下水等水資源の内容や重要性を市民の皆様に周知する	P8
提言8 佐久市全体で地下水等水資源の保全に取り組む	P9
提言9 佐久地域全体で地下水等水資源の保全に取り組む	P9
佐久市水資源保全条例（仮称）検討案概要	P11
佐久市水資源保全条例（仮称）検討案概要	P13
6 水道水源の種別割合	P26
7 佐久市の上水道の状況 (1) 佐久水道企業団の水源地の状況	P26
(2) 水源地取水量及び面積による水源地所在市町村の状況	P26
(3) 水源地の所有状況及び割合	P26
(4) 佐久水道企業団の水源地の状況	P26
ア 佐久市の状況	P26
(ア) 上水道	P26
(イ) 簡易水道	P27
イ 佐久穂町の状況	P27
(ア) 上水道	P28
(イ) 簡易水道	P28
ウ 御代田町の状況	P28
エ 軽井沢町の状況	P28
8 地下水等水資源に関する現在の法令の状況 (1) 法律の状況	P29
ア 水に関する規制	P29
イ 土地に関する規制	P31
(2) 長野県の条例の概要	P33
(3) 佐久市の条例の概要	P36
9 信州佐久の「水」を守るシンポジウムで実施した佐久市 における水資源保全対策に対する意見について	P38

#### 【参考資料】

1 水を取り巻く世界及び日本の状況 (1) 世界における水資源の現状	P18	佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会設置要綱	P40
ア 量的な面での課題	P18	佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会委員名簿	P41
イ 質的な面での課題	P19	佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会の開催経緯	P41
(2) 日本における水資源の現状	P19		
ア 日本の水収支（利用可能な水の量）	P19		
イ 水の用途別の使用量	P19		
ウ 河川水利用と地下水利用	P19		
エ 日本における地下水の利用状況	P20		
2 佐久地域の市町村別・国有林民有林別森林面積	P22		
3 市町村別・民有林における制限林の種類別・面積表	P23		
4 外国資本等による森林買収の状況	P26		
5 飲料水の企業の進出	P26		

## はじめに

ここ数年、長野県内でも外国資本等による森林買収が報道され、この佐久地域においても、このような動きが見られるところである。その買収目的の一つには、水不足という世界的な水事情を背景に、地下水や湧水といった水資源の獲得があるのではないか、といわれている。

佐久市は、水道水のほとんどを地下水と湧水を水源とする、日常的に安心安全、かつ、おいしい水を享受できる恵まれた水環境にある。この地下水等水資源は、浅間山や八ヶ岳・蓼科連峰に降った雨がかん養され、地下に浸透後、循環し、良質で豊富な地下水となったものであり、佐久地域の農業、林業、水産業や清酒業など数多の産業や文化を育んできた。

この昔から引き継がれた、恵の源である地下水等の水資源は、いわば地域住民共有の財産である。今を生きる私たちは、当たり前だと思っている現在の水の恩恵を再認識するとともに、この財産を様々な脅威から守り、育むとともに、有効利用を図りながら、未来に継承していかなければならない責任があると考えている。

しかしながら、現在、外国資本等による森林買収等により、佐久地域の貴重な財産である水資源に、影響を及ぼすことが懸念されている。

一方、現行の法律には、純粹に地下水や湧水の保全を目的とした法律がなく、地下水等の水資源の保全については、各地方自治体の取り組みにゆだねられているのが現状である。

佐久市では、この問題に対応するため、平成23年6月27日に「佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会」を立ち上げた後に、佐久市が取り組むべき地下水等水資源保全策を7回にわたって検討を行った。そして、当委員会では、ここに提言「佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会提言～先人達から引き継がれた水資源を守り、育み、未来へ引き継ぐために～」を取りまとめたところである。

佐久市においては、この提言を基に、長野県、佐久地域の市町村、市民、事業者等と連携及び協力して、地下水等水資源の利活用と保全との調和に配慮した対策に取り組むように提言する。

## 1 先人達から引き継がれた佐久地域共有の財産である地下等水資源を未来に引き継ぐための提言

地下水等水資源保全のために佐久市が取り組むべき対策を次のとおり提案する。

### 【第1 水を守る】

佐久地域共有の財産である地下水等水資源を公水とし、保全する。

提言1 地下水等水資源を保全するための新たな条例を制定する。

提言2 国へ地下水等水資源を保全するための新たな法律の制定を要望する。

提言3 県へ地下水等水資源保全のための新たな条例の制定等を要望する。

提言4 佐久地域の地下水量の調査（地下水收支の把握）を実施する。

提言5 地下水等水資源の保全について、県や佐久地域の市町村と連携して対応する。

### 【第2 水を育む】

地下水等水資源をかん養するための取り組みをする。

提言6 地下水をかん養するための対策を実施する。

### 【第3 水を未来に引き継ぐ】

現在の地下水等水資源を永続的に利用できるように、佐久地域の地下水等水資源の状況や重要性等について周知し、地下水等水資源を未来へ引き継いでいく。

提言7 地下水等水資源の内容や重要性を市民の皆様に周知する。

提言8 佐久市全体で地下水等水資源の保全に取り組む。

提言9 佐久地域全体で地下水等水資源の保全に取り組む。

## 【第1 水を守る】

提言1 地下水等水資源を保全するための新たな条例を制定する。

7月30日に開催した信州佐久の「水」を守るシンポジウムにおいて、佐久市における水資源保全対策についてアンケート（選択式、複数回答可）を実施したところ、佐久市条例改正による規制許可という回答が、42.7%と2番目に多かった（38ページ参照）。

また、現在、佐久市では、地下水の取水に関して、自然環境保全条例により規制しているが、下記のような課題がある（36ページ参照）。

〔外国資本等による森林買収に対する現行の佐久市自然環境保全条例（佐久市自然環境保全条例施行規則、佐久市自然環境保全条例に基づく許可・指導基準及び関係告示を含む）の課題〕

### （1）佐久市自然環境保全条例施行規則及び関係告示

地区	自然保全地区	環境保全地区
内容 (告示)	市内の山林・原野（平成2年9月6日現在の登記地目が山林・原野）	神社、仏閣、史跡等市が指定した地区
井戸の設置	揚噴水量が10m <sup>3</sup> /日以上	揚噴水量が5m <sup>3</sup> /日以上
規制方法	許可制	届出制
課題	・水源地の地目が山林・原野以外の場合に、同一基準による規制ができない。 ・都市計画用途地域は対象外 ・都市計画用途無指定の地域のうち、建築物の容積率が200%以下と定められた地域で平坦な地域は対象外	・水源地が含まれていない。

### （2）佐久市自然環境保全条例に基づく許可・指導基準

「自然保全地区内に井戸を設置しようとする場合、隣接する既存の井戸から半径300m以内にある場合、所有者の同意を得ること」が許可（届出）の条件となっているが、許可（届出）の申請がなされた例はない。

また、半径300m以内という基準が適正で、地下水等の取水が目的の外国資本等による森林買収等に対応できるかどうか、という問題がある。

### （3）佐久市を含む佐久地域の上水道の水源は、ほとんどが地下水や湧水であり、地下水等水資源は、佐久地域共有の財産であり、いわば、公水といえる。しかしながら、現在の佐久市自然環境保全条例には、その旨の目的や基本理念等内容について定められていない。

以上の点を踏まえて、佐久市における地下水等水資源保全対策について議論した結果、当委員会では、現在の佐久市自然環境保全条例を改正するのではなく、地下水等水資源の保全に特化し、理念部分と地下水等水資源の利活用と保全とを調和した規制部分で構成する新たな条例を制定することが望ましいという結論になった。

条例には、下記の内容を規定する。

#### ア 基本条例（理念条例）部分

（ア）地下水等水資源は、佐久地域共有の財産としての公水である。

#### イ 規制条例部分

（ア）地下水等水資源は、利用目的と揚水量を基準にして利活用と保全とを調和した内容にする。

詳細については、11ページ参照。

提言2 国へ地下水等水資源を保全するための新たな法律の制定を要望する。

7月30日に開催した信州佐久の「水」を守るシンポジウムにおいて、佐久市における水資源保全対策についてアンケート（選択式、複数回答可）を実施したところ、国への水資源保全のための法整備要望という回答が、56.1%と1番多かった（38ページ参照）。

実際に、純粋に地下水に特化した法律がないため、各地方公共団体で条例を制定して対応している。（29ページ参照）

また、地下水は土地の所有権に含まれるため、地下水を保全するためには、土地の規制も有効であるが、現在の土地に関する法律では、地下水等水資源

の保全をするためには、必ずしも十分ではない状況にある（31ページ参照）。

もし、国が地下水等水資源を保全するための法律を新たに制定すれば、各地方公共団体が条例で対応する必要がない。

そのため、国へは、地下水等水資源の保全を目的とした土地の規制に関する法律の制定、地下水等水資源を利用規制及び保全するための新たな法律の制定を要望する。

### 提言3 県へ地下水等水資源保全のための新たな条例の制定等を要望する。

7月30日に開催した信州佐久の「水」を守るシンポジウムにおいて、佐久市における水資源保全対策についてアンケート（選択式、複数回答可）を実施したところ、県への水資源保全のための条例整備要望という回答が、42.4%と3番目に多かった（36ページ参照）。

また、地下水は土地の所有権に含まれるため、地下水を保全するためには、土地の規制も有効であるが、現在の土地に関する法律では、地下水等水資源の保全をするためには、必ずしも十分ではない状況にある（31ページ参照）。

このような状況の下、県条例については、現在、長野県水環境保全条例（昭和46年条例第35号）（33ページ参照）があり、第11条において水道の水源を保全するため、特に必要な区域を、その区域を管轄する市町村長の申出により水道水源保全地区として指定し、第12条の規定において、水道水源保全地区内における下記の行為を事前協議制により規制しているが、純粹に地下水の保全を目的にした条例ではないため、地下水等水資源の獲得を目的とした外国資本等による森林等の買収に対応できていない。

#### 規制の対象

- ① ゴルフ場の建設
- ② 廃棄物の最終処分場の設置
- ③ 1ヘクタール以上の土地の形質変更  
(1ヘクタール未満は対象外)

県へは、地下水等水資源の保全を目的とした土地の規制に関する条例整備、地下水等水資源の利用規制及び保全に関する条例整備を要望する。

### 提言4 佐久地域の地下水の調査（地下水收支の把握）を実施する。

佐久地域の地下水等水資源は、現在、水位が低下等して、不足するという状況にはないが、将来、地下水の取水を目的とした事業者が多く進出した場合、地下水の水位の減少という可能性もある。

また、地下水等水資源を公水とすると、量を把握をするという責任も生じると考える。

予防的措置としても、地下水の水位や地下水量の把握し、今後の地下水等水資源保全策に反映させる必要がある。

### 提言5 地下水等水資源の保全について、県や佐久地域の市町村と連携して対応する。

① 地下水は市町村間を超えて存在していること、②良質で豊富な地下水は、佐久地域共有の財産といえること、③佐久水道企業団の水源地は佐久市以外にも佐久穂町、軽井沢町、御代田町にあること等（26ページ参照）、により地下水等水資源の保全は、佐久地域の市町村全体で広域で取り組む必要がある。

また、市町村間の連携や調整、森林整備や水質保全等は県と連携しながら、協力して推進することが効果的である。

以上により、地下水等水資源の保全について、県や佐久地域の市町村と連携して対応することが必要である。

## 【第2 水を育む】

### 提言6 水源をかん養するための対策を実施する。

地下水等水資源を公水とすると、保全とともに、かん養するという責任も生じる。そして、水資源の保全には、森林整備等が重要である。現在も森林整備等の事業を行っているが、継続して事業を実施すべきである。

また、水源のかん養対策としては、地下水をかん養する地域を水源かん養保安林として指定することが重要である。

なお、上記の点は、佐久市だけでなく、国や県と連携して実施する必要があるため、国、県、周辺市町村及び森林関係団体と連携して対応を図る。

必要がある（提言5参照）

### 【第3 水を未来に引き継ぐ】

#### 提言7 地下水等水資源の内容や重要性を市民の皆様に周知する。

全国で上水道の主な水源は、ダム水や河川水である（25ページ参照）、が、佐久市の上水道の水源は、ほとんどが地下水や湧水である（26ページ参照）。佐久市がこのように恵まれた地域であるということを市民に周知することが必要である。

7月30日に開催したシンポジウムにおいて実施した佐久市における水資源保全対策についてのアンケート結果においても、市民に周知するため対策の実施や継続して講演会等を開催することなどの要望が多かった。佐久市の広報誌である「広報佐久」においても、佐久市の地下水等水資源に関して掲載しているが、様々な方法で周知を図り、地下水等水資源の重要性に関して理解を深め、保全に関する機運を醸成する必要がある。

また、現在、佐久水道企業団では、小学生に水源地の見学や佐久地域の水道の仕組みについて見学会等を開催しているが、継続的に実施するとともに、一般市民をも対象に水源地等について見学会等を開催するなど様々な方法で周知を図る必要がある。

市民の皆様に地下水等水資源の重要性を認識していただくことにより、外国資本等による森林買収等に対する予防策になると考えられる。

#### 提言8 佐久市全体で地下水等水資源の保全に取り組む。

地下水等水資源の保全は、市民、行政、事業者が一体となって取り組まないと実行性が得られない。提言7に規定したとおり、地下水等水資源の重要性を市民の皆様に周知し、佐久市全体で地下水等水資源の保全に取り組む必要がある。

#### 提言9 佐久地域全体で地下水等水資源の保全に取り組む。

提言5で述べたとおり、地下水等水資源は、佐久地域共有の財産であり、いわば、公水であると言えるため、佐久市だけでなく佐久地域全域で保全に取り組むべきである。

また、地下水等水資源の保全は、佐久市だけで行っても実効性があるとは言えない。地下水等水資源を未来へ引き継いでいくために、佐久地域全体で保全に取り組む必要がある。

## 佐久市水資源保全条例（仮称）検討案概要

### 1 基本条例(理念条例)部分

#### 1 目的

- ①地下水や湧水は、佐久地域共有の貴重な財産であり、市民生活にとって、かけがえのない資産である。
- ②地下水の保全について、基本理念を定め、市民、事業者、地下水採取者、市の役割を明確にし、地下水の保全の基本となる事項を定める。
- ③佐久地域の地下水や湧水等水資源は、市民にとって必要不可欠であるため、地下水を採取することで市民の生活に影響を及ぼすことがないように、地下水の採取及び合理的な利用について必要な事項を定めることにより

↓

現在及び将来にわたって、市民の安全と安心、健康と生活環境を守る

#### 2 基本理念

- ①地下水は、先人達から引き継がれ、市民生活にとってかけがえのない佐久地域共有の財産としての公水である。守り、育むとともに、未来へ引き継ぐための保全を図る。ただし、事業者の経済活動と調和に配慮する。
- ②地下水は水循環の一部をなし、佐久地域の生命の源であるとの認識の下、保全に努める。
- ③地下水の保全は市全体で取り組む。

#### 3 責務

内容	市民	事業者	地下水採取者
①自ら生命の源である地下水の保全に努める	○	○	-
②市が実施する地下水保全施策に協力	○	○	-
③地下水の水質保全に努める	○	○	○
④自ら地下水保全のために必要な措置を講ずる	-	-	○
⑤自らの責任で、地下水の適正な管理を実施	-	-	○
⑥地下水の利用状況の報告等が必要	-	-	○

#### 市の責務

地下水の水質・水量を適正に保全するため、総合的な保全施策を策定し、実施する

#### 4 地下水保全対策

- ①地下水保全の重要性を市民に啓発
- ②地下水かん養機能が高い森林の保全及び育成
- ③地下水量又は水位の状況の監視又は調査
- ④市民及び事業者による敷地内緑化の推進
- ⑤地下水の水質の安全性の確保に努める

#### 5 県や市町村との連携

県、周辺市町村及び水道事業者と水資源保全に関する取り組みについて連携協力する

### 2 規制条例部分

#### 地下水採取の規制区域

#### 市内全域

#### 地下水採取の規制方法

#### 対象

新設井戸（井戸…地下水や湧水を採取する設備で、自噴井を含む）

規制の基準…原則許可制（揚水量が10立方メートル/日未満の場合、届出制）

#### 許可制

利用目的別に許可申請書類「利用目的ごと揚水量」

#### (1) 井戸開設の場合

1日当たりの取水量(m <sup>3</sup> )	周辺既存井戸への事前影響調査	周辺住民に対する説明会
10~100	×	○
100~500	○	○

周辺既存井戸から半径300メートル以上離れている（例外あり）

（例外）  
商業・工業・医療施設用お原則不許可  
ただし、1日当たりの揚水量が50立方メートル/日以上であつても、市長が承認した場合は許可（条件付）

#### 市長承認の条件（判断基準）

- ①水源保全のため措置の実施（水源林の涵養等）
- ②水道事業者の承認（水道事業者が申請者の場合、②の要件除外）

揚水量は、①井戸や吐出口が常流水の場合、  
②親会社と子会社、複数の子会社の場合等  
要件①を超過ナオ半断される場合、合計する。

#### 条件 モニタリングの実施と報告

【許可の有効期間】 3年 更新時要件を審査する

#### 届出制

#### (1) 井戸開設の場合

1日当たりの取水量(m <sup>3</sup> )	周辺既存井戸への事前影響調査	周辺住民に対する説明会
10未満	×	○

周辺既存井戸から半径300メートル以上離れている（例外あり）

#### (2) 井戸から地下水を採取する場合

1日当たりの取水量(m <sup>3</sup> )
10未満

行政の関与→助言等  
(1)周辺既存井戸への影響調査、住民説明会  
(2)地下水取水後、周辺既存井戸への影響あり

#### 既存井戸からの権利者からの権利変更

内容	手続き
①対象井戸の権利者から借受、又は許可（権利者者が合併・分割・事業変更）	届出
②対象井戸を相続	届出
③利用目的、又は揚水量（基準を超える）の変更	許可

#### 既存井戸への届出

現行井戸利用者が期限までに届出すれば、本条例適用外（権利承継の場合除外）

#### 規制順守のための措置

- ①立入検査、助言（指導、勧告、中止命令、報告指示、措置命令、原状回復、公表、許可取消（公表及び届け取消の場合には理由説明と意見陳述の機会付与）
- ②罰則（両罰規定あり）

## 佐久市水資源保全条例（仮称）検討案

### 1 基本条例（理念条例）部分

N01

項目	内容
目的	地下水や湧水は、 ①佐久地域共有の貴重な財産である ②市民生活にとってかけがえのない資産である
	地下水の保全について、 ①基本理念を定め、市民、事業者、地下水採取者、 市の役割を明らかにする ②地下水の保全の基本となる事項を定める
	③佐久地域の地下水や湧水等水資源は、市民に とって必要不可欠であるため、地下水 を採取することで市民の生活に影響を及ぼすこ とが無いように、地下水の採取及び合理的な利 用について必要な事項を定めることにより 現在及び将来にわたって、市民の安全と安心、健康と生活環境を守る
	①地下水は、先人達から引き継がれ、市民生活にとってかけがえの ない佐久地域共有の財産としての公水である 守り、育むとともに、未来へ引き継ぐために保全を図る ただし、事業者の経済活動との調和に配慮する ②地下水は水循環の一部をなし、佐久地域の生命の源であるとの 認識の下、保全に努める ③地下水の保全は市全体で取り組む
用語の定義	（「地下水」や「井戸」など必要な用語を定義する。）
責務	市民 ①自ら生命の源である地下水の保全に努める ②市が実施する地下水保全に関する施策に協力する ③地下水等の水質保全に努める
	事業者 ①自ら生命の源である地下水の保全に努める ②市が実施する地下水保全に関する施策に協力する ③地下水の水質保全に努める
	地下水 採取者 ①自ら生命の源である地下水の保全に努める ②自らの責任において、地下水の適正な管理を実施する ③地下水の水質保全に努める ④本条例に基づき、地下水の利用状況等の報告をしなければならない
	市 地下水を保全するため、総合的な保全施策を策定し、実施する

N02

項目	内容
地下水 保全対策	①地下水の保全の重要性について、市民に啓発 ②地下水かん養機能が高い森林の保全及び育成 ③地下水量又は水位の状況の監視又は調査 ④市民及び事業者による敷地内の緑化の推進 ⑤地下水の水質の安全性の確保に努める
連携	市は、県、周辺市町村及び水道事業者と水資源保全に関する取り組みに 対して連携協力する ①県との連携 ②周辺市町村との連携 ③水道事業者との連携

### 2 規制条例部分

項目	内容
地下水採 取の規制 区域	市内全域
	対象 新設井戸 (井戸とは地下水や湧水を採取する設備で、自噴井を含むものとする。)
	規制の基準 原則許可制であるが、1日あたりの揚水量が10立方メートル未満 の場合、届出制とする。
	利用促進と規制の調和の判断基準は、「利用目的」と「揚水量」とする 「井戸開設」と「井戸からの地下水等の採取」とに分けて、それぞれ 許可制とする。 (1) 井戸の開設（掘削を含む）の許可 ①1日当たりの揚水量が10立方メートル以上100立方メートル 未満の場合 ア 周辺住民に対して井戸及び工事内容等の説明会の実施 ②1日当たりの揚水量が100立方メートル以上500立方メートル 未満の場合 ア 周辺既存井戸への事前影響調査の実施 イ 周辺住民に対する説明会の実施 (ア) 井戸が複数ある場合、(イ) 井戸の吐出口が2個以上ある 場合の、揚水量は合計とする 親会社及び子会社、又は、複数の子会社が同時または、時期を 前後して許可申請する等要件(1)を満たしたと判断される場 合は、それぞれの揚水量を合計したものとする ③周辺既存井戸から半径300メートル以上離れている (周辺既存井戸に影響を及ぼさず、既存井戸利用者の同意が得ら れた場合を除く) ※100立方メートルは例示であって、基準は規則で定める。
地下水採 取の規制 方法	許可制

NO3

項目	内容
完成の届出	許可を受けた者又は届出をした者は、井戸が完成後、15日以内に届出をし、検査を受ける
許可制	(2) 井戸からの地下水等の取水の許可 ア 既存の地下水等採取者に影響を及ぼさない (調査結果を許可申請書に添付する) (周辺住民等が利用する地下水の水量が減少し、その利用に支障を及ぼすことが明らかな場合は、井戸の設置場所の変更等必要な措置を講じ、影響を及ぼさないように助言する) イ 量水計の設置 は、それぞれの揚水量を合計したものとする
地下水採取の規制方法	①許可には条件を付けられる ②許可を受けた者が揚水量・水位を監視(モニタリング)し、把握後、毎月報告する  <地下水採取後> ③地下水採取により周辺の地下水の枯渇、汚染又は地盤沈下現象が出たときは、直ちに採取を中止し、原因を調査する ④⑤の場合に原因が明らかになった場合は、その原因に基づき、速やかに井戸を改良等する。当該井戸の改良等が困難な場合には、廃止する
新たに井戸開設予定の場合は、地下水採取後に周辺の既存井戸に影響が出た場合の行政の関与の方法	<井戸開設の場合> ① 市長は、井戸開設許可申請者が周辺住民等に対して、井戸設置工事の内容、また、既存井戸利用者に対して影響調査を行う場合は事前の影響調査結果等について説明を行う際に、助言及び指導をすることができる <地下水採取後> ② 市長は、新たに地下水採取の許可を受けた者が、井戸を新設して地下水を探取したことにより、周辺の既存井戸等利用者の地下水の減少、枯渇、汚染、又は、地盤沈下へ影響を及ぼした場合、地下水採取の許可を受けた者に対し、助言、指導、若しくは、期限を定めて必要な措置を講ずるように勧告することができる
例外	要件(1)の中の利用目的が「工業用」、「商業用」、「医療・福祉用」の場合で1日当たりの揚水量が500立方メートル以上であっても、市長が承認した場合は、許可する  【市長承認の条件(判断基準)】 ①水源保全のため措置の実施(水源林の涵養等) ②水道事業者の承認(水道事業者が申請者の場合、②の要件は除く)

NO4

項目	内容
例外	【例外(許可申請すれば、原則許可)】 ①水道事業者 ②利用目的が公共用、消防用
許可の有効期間	井戸からの地下水等の取水の許可期間を3年とする。 更新することができる(更新時に要件を審査する)
地下水採取の規制方法	(1) 井戸の開設(掘削を含む)の届出 ア 周辺住民に対して井戸及び工事内容等の説明会の実施 イ 周辺既存井戸から半径300メートル以上離れている (周辺既存井戸に影響を及ぼさず、既存井戸利用者の同意が得られた場合を除く)  (2) 井戸からの地下水等の取水の届出 ア 既存の地下水等採取者に影響を及ぼさない (調査結果を許可申請書に添付する) (周辺住民等が利用する地下水の水量が減少し、その利用に支障を及ぼすことが明らかな場合は、井戸の設置場所の変更等必要な措置を講じ、影響を及ぼさないように助言する)
既許可(届出)者からの権利の承継	(1) ア 許可(届出)対象井戸を譲り受けた場合 イ 許可(届出)対象井戸を借り受けた場合  (2) ア 許可(届出)対象井戸を相続した場合 イ 許可を受けた(届出した)者が合併された場合 ウ 許可を受けた(届出した)者が分割された場合 エ 許可を受けた(届出した)者が事業譲渡された場合
許可内容の変更	(1) 利用目的の変更 (2) 揚水量の変更(基準内での変更) (基準を超える変更)
井戸廃止の場合	①廃止届を提出する ②井戸の地表面を閉塞する
既得権者への配慮	現在井戸利用者、現在の佐久市自然環境保全条例により許可を受けた者、又は、届出をした者は、本条例の適用外 (条例施行日に許可対象井戸を利用している場合、期限までに届出をすれば、許可したとみなす。(受理後、通知) ただし、届出後の権利の承継は、条例施行後に許可を受けた者(届出した者)と同じ取り扱いとする。)(届出内容に揚水機の規格、一日の利用時間等を含む)

項目	内容	
規制順守のための措置	立入検査、助言又は指導、勧告、中止命令、報告指示、措置命令、原状回復命令、公表、許可取消（公表及び許可取消の場合、理由通知及び意見陳述の機会の付与）	
規制順守のための措置 罰則	勧告 中止命令 措置命令に従わない	公表
	虚偽内容許可申請	許可取消
	虚偽内容許可申請	罰金50万円以下
	中止命令違反	
	措置命令違反	
	原状回復命令違反	
	許可を得ないで井戸掘削	
	許可条件違反	
	立入検査拒否	罰金30万円以下
	両罰規定あり（法人、代理人、使用人）	

## 【参考資料】

## 1 水を取り巻く世界及び日本の状況

## （1）世界における水資源の現状

地球における水の量は下記のとおりである。

水の種類	量 (1,000km <sup>3</sup> )	全水量に対する割合 (%)	全淡水量に対する割合 (%)
海水	塩水 1,338,000.	96.5	
地下水	23,400. 塩水 12,870. 淡水 10,530.	1.7 0.94 0.76	30.1
土壤中の水	淡水 16.5	0.001	0.05
氷河等	淡水 24,064.	1.74	68.7
永久凍結層地域の地下の水	淡水 300.	0.022	0.86
湖水	淡水 176.4 塩水 85.4 淡水 91.	0.013 0.006 0.007	0.26
沼地の水	淡水 11.5	0.0008	0.03
河川水	淡水 2.12	0.0002	0.006
生物中の水	淡水 1.12	0.0001	0.003
大気中の水	淡水 12.9	0.001	0.04
合計	1,385,984.5	100.	
合計（淡水）	1,350,955.4	97.47	
合計（海水）	35,029.1	2.53	100.

(注) 1. World Water Resources at the Beginning of the 21st Century ;UNESCO , 2003 をもとに国土交通省水資源部作成

2. この表には、南極大陸の地下水は含まれていない。

## ア 量的な面での問題

## —近年の気候変動による水不足の影響と今後予想される水需要の増大—

「World Water Resources at the Beginning of the 21<sup>st</sup> Century, 2003」によれば、今後、世界人口の増加（2025年（平成37年）時点）で約83億人と予測）、それに伴う生産活動の発展、生活様式の変化等により水の需要量は着実に増加し、2025年（平成37年）には約1.4倍になるとも予想されている。水資源は地域偏在性が高い資源であるため、増加する水需要に対して供給力が追いつかない地域が増加することが予想される。

また、近年の気候変動により各国では、下記のような水不足の影響が出てい る。

国名	年度	内容
中国	2010（平成22）年	西南地区の大規模な干ばつ
	2011（平成23）年	中部5省と長江下流地域において過去50年で最悪の干ばつが発生し、約420万人の飲料水不足が生じる。

オーストラリア	2010（平成22）年10月まで10年近く続く	南東部のニュー・サウス・ウェールズ州における干ばつ（最盛期には州面積の99.5%）
ロシア	2010（平成22）年7月	南部各地が干ばつによる非常事態地域に指定

#### イ 質的な面での問題

世界保健機関(WHO)と国連児童基金(UNICEF)が発表した「PROGRESS ON SANITATION AND DRINKING WATER: 2010 UPDATE」によれば、約8億8,400万人の人々が、病原菌や有害化学物質等の人体に有害な物質を含まない、安全な水の供給を受けることができない状況にあるとされる。また、世界人口の増加、経済発展等により生活用水使用量が大きく増加するとともに、河川等の水質が悪化している地域も少なくない。

#### (2) 日本における水資源の現状

##### ア 日本の水収支（利用可能な水の量）

日本の年間の降水量は約6,400億m<sup>3</sup>（約六千四百億立方メートル）（1976年から2005年までの30年間の平均値）であるが、その内約2,300億m<sup>3</sup>（約二千三百億立方メートル）（36%）は蒸発散してしまう。残りの約4,100億m<sup>3</sup>（約四千一百億立方メートル）は理論上人間が最大限利用可能な量である（水資源賦存量）。降水量が少ない年では、水資源賦存量は減少し、10年に1回程度発生する渇水年では約2,700億m<sup>3</sup>（約二千七百億立方メートル）となっている。

実際に使用している水量は、2008年の取水量ベースで年間約824億m<sup>3</sup>（約八百二十四億立方メートル）であり、平均的な水資源賦存量の約20%に相当する（この比率を水資源使用率という）。使用されない3,000億m<sup>3</sup>（三千億立方メートル）以上の水は洪水などになって海へ流出したり、地下水として貯えられている。

##### イ 水の用途別の使用量

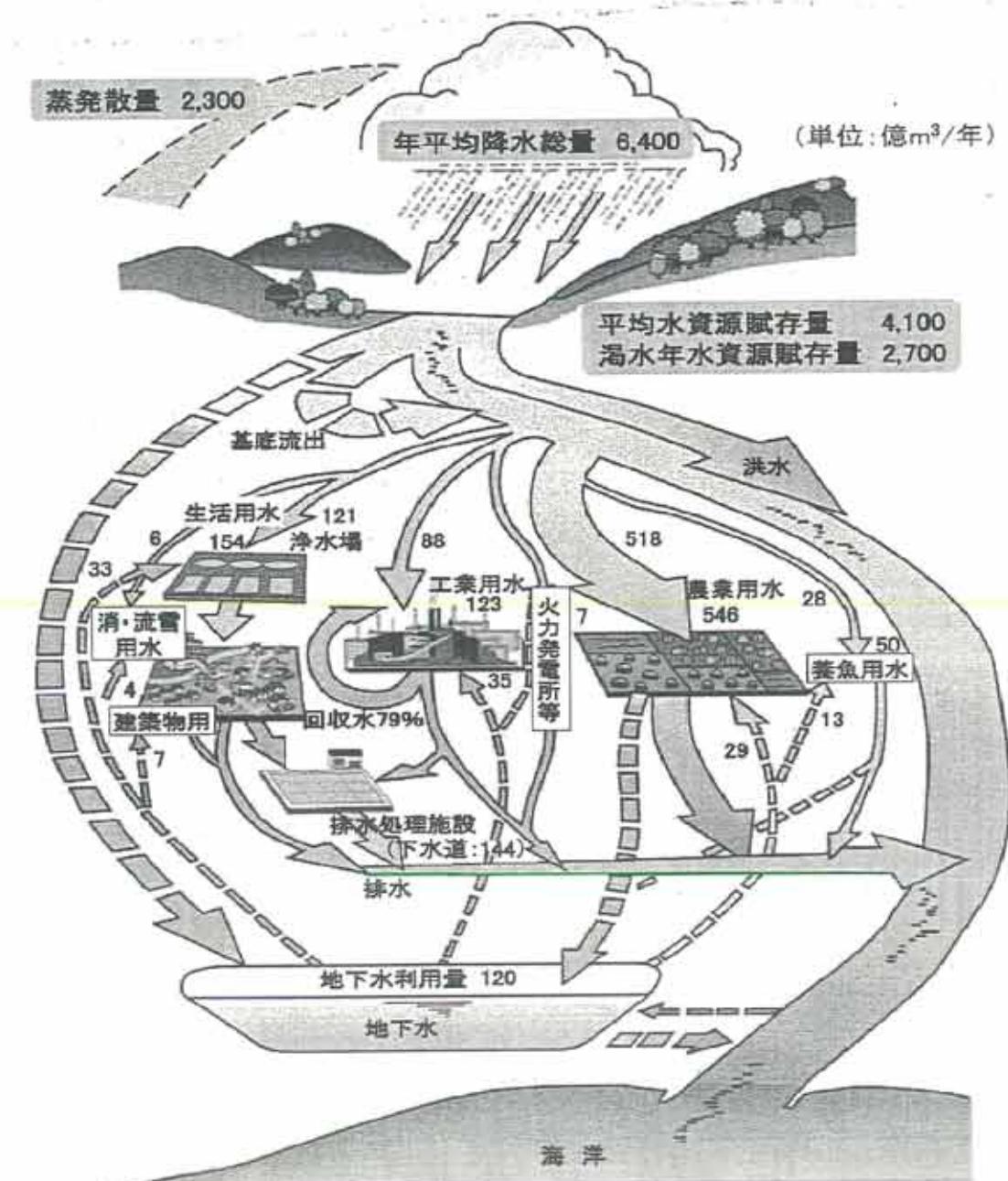
水の用途別の使用状況（2008年）は、農業用水が約546億m<sup>3</sup>（約五百四十六億立方メートル）で全体の約66%、工業用水が約123億m<sup>3</sup>（約百二十三億立方メートル）で全体の約15%、生活用水が約155億m<sup>3</sup>（約百五十五億立方メートル）で約19%となっている。日本の水資源使用率を地域別に見ると、大都市が集中する関東、近畿で高い値となっている。

##### ウ 河川水利用と地下水利用

また、使用される約824億m<sup>3</sup>（約八百二十四億立方メートル）のうち、約727億m<sup>3</sup>（約七百二十七億立方メートル）（約88%）は河川及び湖沼か

ら取水され、約97億m<sup>3</sup>（約九十七億立方メートル）（約12%）は地下水から取水されている。

#### <日本の水収支の概要>



- (注) 1. 国土交通省水資源部作成  
 2. 年平均降水量、蒸発散量、水資源試存量は1976年～2005年のデータをもとに国土交通省水資源部が算出  
 3. 生活用水、工業用水で使用された水は2008年の値、公益事業で使用された水は2006年の値で、国土交通省水資源部調べ  
 4. 農業用水における河川水は2008年の値で、国土交通省水資源部調べ。地下水は農林水産省「第5回農業用地下水利用実態調査」(2008年度調査)による。  
 5. 養魚用水、消・流雪用水は2009年度の値で、国土交通省水資源部調べ  
 6. 建築物用等は環境省「全国の地盤沈下地域の概況」によるもので、地方公共団体(31都道府県)で、条例等による届出等により把握されている地下水利用量を合計したものである。  
 7. 排水処理施設は、2008年度の値で、社団法人日本下水道協会「下水道統計」による。  
 8. 火力発電所等には、原子力発電所、ガス供給事業所、熱供給事業所を含む。  
 9. 四捨五入の関係で集計が合わないことがある。

## 二 日本における地下水の利用状況

地下水は、良質で水温の変化が少なく、井戸による取水のため大規模な貯水・取水・供給施設を必要としないといった特徴がある。日本の地下水使用量は年間合計で約120億m<sup>3</sup>(約百二十億立方メートル)であり、都市用水及び農業用水使用量の約12%を占めている。

### <日本における地下水の利用状況>

用途	地下水使用量 (億m <sup>3</sup> /年)	地下水用途別 割合(%)	全水使用量 (億m <sup>3</sup> /年)	地下水依存率 (%)
1. 生活用水	33.1	27.5	154.5	21.4
2. 工業用水	35.0	29.1	123.1	28.4
3. 農業用水	28.7	23.9	546.4	5.2
1～3 合計	96.7	80.6	824.0	11.7
4. 養魚用水	13.0	10.9		
5. 消・流雪用水	3.8	3.2		
6. 建築物用等	6.5	5.4		
1～6 合計	120.0	100.0		

- (注) 1. 生活用水及び工業用水(2008年度の使用量)は国土交通省水資源部調べによる推計  
 2. 農業用水全水使用量は国土交通省推計。農業用地下水は、農林水産省「第5回農業用地下水利実態調査(2008年度調査)」による。  
 3. 養魚用水及び消・流雪用水は国土交通省水資源部調べによる推計  
 4. 建築物用等は環境省「全国の地盤沈下地域の概況」によるもので、地方公共団体(31都道府県)で、条例等による届出等により把握されている地下水利用量を合計したものである。  
 5. 四捨五入の関係で集計が合わない場合がある。

(以上、「国土交通省発行 平成23年度日本の水資源」から抜粋)

## 2 佐久地域の市町村別・国有林民有林別森林面積

(単位 面積:ha)

町村名	地域総面積	森林面積								合計	
		国有林			民有林		公有林	私有林	計		
		林野庁所管	その他	計	公有林	私有林					
小諸市	9,866	1,254		1,354	5	1,359	50	2,227	2,277	3,635	
佐久市	42,399	5,712		5,712		5,712	8,474	12,086	20,540	28,251	
小瀬町	11,419	2,026		2,026		2,026	2,399	4,978	7,376	9,402	
佐久穂町	18,813	3,782	86	3,868		3,868	4,566	6,736	11,302	15,170	
川上村	20,961	4,195	127	4,321		4,321	4,079	9,515	13,594	17,915	
南牧村	13,310	3,070		3,070		3,070	2,422	3,934	6,357	9,427	
南相木村	6,803	1,981	244	2,225		2,225	1,163	2,525	3,688	5,913	
北相木村	5,626	1,371		1,371		1,371	1,264	2,507	3,770	5,141	
軽井沢町	15,805	6,797		6,797		6,797	21	2,927	2,948	9,744	
御代田町	5,878	1,983		1,983		1,983	65	1,437	1,502	3,485	
立科町	6,682	485		485		485	2,416	956	3,371	3,856	
小計	157,162	32,754	457	33,211	5	33,211	26,918	49,807	76,725	109,940	

注) 1 その他の国有林(特殊法人含)面積については、2010年世界農林業センサスによる

ただし、国立大学等の独立法人化に伴う森林については民有林に編入

2 私有林は所有者不明の森林を含んでる

3 四捨五入のため、加算値と計は必ずしも一致しない

## 3 市町村別・民有林における制限林の種類別・面積表

(単位 面積:ha)

制限林の種類 市町村名	保安林										保 健
	計	水 道	土 流	土 崩	防 風	水 害	干 害	なだれ	落 石	風 致	
小諸市	405.32	332.64	47.84	6.49	0.29		18.26				
佐久市	(30.05)										(30.05)
	4,129.30	3,351.39	179.22	10.45		568.22		20.01			
小瀬町	1,551.66	1,424.38	113.00	1.09				0.41	12.78		
佐久穂町	2,493.36	2,374.46	96.62	2.34			16.86		3.07		
川上村	(58.73)										(58.73)
	6,269.47	6,164.89	85.46	19.12							
南牧村	1,042.51	589.64	142.09	5.11	10.20	1.23	294.24				
南相木村	767.23	689.06	65.30	2.18			10.66				
北相木村	(374.40)										(374.40)
	1,215.53	1,120.00	94.67	0.86							
軽井沢町	(54.34)										(54.34)
	522.14	217.55	244.71	2.40		2.45	55.05				
御代田町	99.91	18.03	80.88	0.36		0.84					
立科町	(113.13)										(113.13)
	912.72	836.66	18.55	0.99							56.52
計	(630.65)										(630.65)
	19,409.15	17,118.71	1,168.13	51.39	10.49	4.32	963.31		23.49	12.78	56.52

(注) 1 保安林面積は、平成23年4月1日現在の長野県林務部森林づくり推進課資料による(平成23年度民有林の現況から抜粋)

2 保安林の計の( )内面積は重複で外数

3 保安林の各保安林種における( )内面積は今までの保安林種との重複で外数

4 その他制限林における( )内面積はそれ以外の制限林との重複で外数

#### 4 外国資本等による森林買収の状況

近年、全国的に外国資本等による森林買収の状況が報告されている。

平成23年5月11日 国土交通省・林野庁共同発表資料から抜粋

#### 外国資本による森林買収に関する調査結果

平成22年1月から12月までの期間における外国資本による森林買収について、林野庁と国土交通省が連携し、国土利用計画法に基づく土地取引の届出情報を参考にする等により都道府県を通じて調査を行い、確認された事例は次のとおりです。

#### 【居住地が海外にある外国法人又は外国人による森林取得の事例】

都道府県	市町村	取得主体	譲受人の住所地の国名	森林面積(ha)	利用目的
北海道	蘭越町	法人	中国(香港)	1	資産保有・販売等
		法人	中国(香港)	5	別荘(販売)
		個人	ギリシャ	5	資産保有・販売等
		法人	中国(香港)	2	資産保有・販売等
		法人	中国(香港)	13	別荘(販売)
	俱知安町	法人	中国(香港)	4	住宅(自用)
		個人	中国(香港)	1	別荘(自用)
	計		7件	31	
	山形県	個人	シンガポール	10	資産保有等
		計		10	
神奈川県	箱根町	法人	英領ヴァージン諸島	0.6	別荘(自用) ※第二種低層住宅専用地域内の土地の取引
					計 1件 0.6
長野県	軽井沢町	法人	英領ヴァージン諸島	3	別荘地造成 ※第一種低層住宅専用地域内の土地の取引
					計 1件 3
	合計		10件	45	

上記のとおり軽井沢町でも、外国資本等による買収事例が確認されている。

なお、北海道のニセコ町では、町内の水道水源林のうち民間が所有する5か所（うち2か所はマレーシア企業が所有）の公有地化を進め、土地の買い取り交渉を行っている。

(WEDGE 2011年2月号 「外資による山林買収感情論より公益の視点ある制度を」から一部抜粋)

居住地が海外にある外国法人又は外国人による森林取得の事例（平成18～22年における森林取得その他の都道府県から報告があった森林取得の事例）

都道府県	市町村	取得主体	件数	森林面積(ha)
北海道	蘭越町	個人	1	5
		法人	3	64
		小計	4	69
		法人	2	20
	俱知安町	個人	1	4
		法人	10	119
		個人	3	60
		小計	13	179
	ニセコ町	法人	5	9
		個人	6	18
		小計	11	27
山形県	赤井川村	個人	1	0.5
	砂川市	法人	1	292
	幌加内町	個人	1	10
	清水町	個人	1	3
	標津町	個人	1	0.4
	合計		36	604
	米沢市	個人	1	10
	合計		1	10
	箱根町	法人	1	0.6
	合計		1	0.6
長野県	軽井沢町	法人	1	3
	合計		1	3
兵庫県	神戸市	法人	1	2
	合計		1	2
	計		40	620

注：今回公表分と平成22年12月公表分との合計である。

## 5 飲料水の企業の進出

全国的に地下水の豊富な地域では、地下水を取水し、ペットボトルに充てんする企業の進出が相次いでいる。

長野県内でも安曇野市では、現在、地下水を利用する飲料水事業者が営業しており、今後も飲料水事業者の進出が予定されている。

安曇野市における飲料水事業者の進出状況

事業者名	事業開始年度	内容
ゴールドパック	1991年	・地下水を採取してミネラルウォーターを製造する ・コーヒー、お茶等各種飲料製造
あづみ野	2007年	地下水を採取してミネラルウォーターを製造する
SKインターナショナル	2009年	
信州レジャー産業	現在計画中	

(平成23年9月26日信濃毎日新聞の記事から抜粋)

## 6 水道水源の種別割合

(上水道事業 + 水道用水供給事業の合計)  
(平成20年度)

	(億m <sup>3</sup> )	(%)
ダム	74.0	46.5
河川水(自流)	41.0	25.8
湖沼水	2.2	1.4
伏流水	5.8	3.7
浅井戸	10.9	6.8
深井戸	20.9	13.1
その他	4.9	3.0
合計	159.1	100.0

資料：平成20年度水道統計（日本水道協会）

(平成23年度 厚生労働白書から抜粋)

## 7 佐久市の上水道の状況

佐久市に水を供給しているのは、佐久水道企業団である。

佐久水道企業団は、佐久市、佐久穂町、御代田町、東御市で構成する一部事務組合である。

また、浅麓水道企業団（佐久市、小諸市、御代田町、軽井沢町で構成）が佐久水道企業団に水道用水を供給している。

(1) 佐久水道企業団の水源地の状況(平成22年度)

水源形態	湧水	地下水		表流水
		浅井戸	深井戸	
取水量による割合 (%)		44.7		
	53.4	13	31.7	1.9

(2) 水源地取水量及び面積による水源地所在市町村の状況

市町村名	佐久市	佐久穂町	御代田町	軽井沢町
年間取水量(m <sup>3</sup> )	4,417,375	10,358,709	54,484	187,302
取水量の割合(%)	29.4	69	0.4	1.2
面積(ha)	37.4	20	面積不明	18.3

(3) 水源地の所有状況及び割合

所有者	佐久水道企業団	公有地(国・県)	区・財産区	民有地
面積(ha)	41.3	18.7	15.6	0.1
割合(%)	54.6	24.7	20.6	0.1

注 (1)から(3)まで浅麓水道企業団からの受水分は除く。

### (4) 佐久水道企業団の水源地の状況

#### ア 佐久市の状況

##### (ア) 上水道

水源名	所在地	水源の種別	所有者
下越水源	佐久市下越	深層地下水	佐久水道企業団
小田切水源	佐久市小田切	深層地下水	佐久水道企業団
上小田切水源	佐久市小田切	湧水	不明
大沢水源	佐久市大沢	深層地下水	佐久水道企業団
大沢第2水源	佐久市大沢	深層地下水	佐久水道企業団
大沢新田水源	佐久市大沢	深層地下水	佐久水道企業団
小宮山水源	佐久市小宮山	深層地下水	佐久水道企業団
沓沢第1水源	佐久市沓沢	深層地下水	佐久水道企業団
沓沢第2水源	佐久市沓沢	深層地下水	佐久水道企業団

高谷水源	佐久市内山	湧水	不明
館ヶ沢水源	佐久市内山	湧水	佐久水道企業団
牛馬沢水源	佐久市内山	湧水	佐久水道企業団
東水源		湧水	佐久市
初谷水源	佐久市内山国有林野	湧水	国有林
浅科水源	佐久市矢島	深層地下水	佐久水道企業団
矢島水源(着水)	佐久市矢島	深層地下水	佐久水道企業団
矢島第2水源	佐久市矢島	深層地下水	佐久水道企業団
寺久保(唐沢)水源	佐久市協和	湧水	佐久水道企業団
菅原水源	佐久市協和	湧水	立科町
川獺水源	佐久市協和	湧水	佐久水道企業団
川獺水源	佐久市協和	湧水	民地
五斗水水源(湯沢)	佐久市春日	湧水	佐久水道企業団
岩下水源	佐久市春日	湧水	佐久水道企業団
岩下第2水源	佐久市春日	深層地下水	佐久水道企業団
合の沢第1水源	佐久市協和	湧水	協和財産区
合の沢第2水源	佐久市協和	深層地下水	協和財産区

(イ) 簡易水道

水源名	地籍	種別	所有関係
東地水源		湧水	東地区
東地(深井戸)水源	佐久市香坂	深層地下水	佐久水道企業団
西山水源	佐久市前山	深層地下水	佐久水道企業団
合の沢口(第1)水源	佐久市協和	湧水	佐久水道企業団
六反田(第2)水源		深層地下水	不明
吹上(第3)水源		深層地下水	不明
布施第1・2水源		湧水	不明
布施第3水源		深層地下水	不明
五斗水水源		湧水	不明

イ 佐久穂町の状況

(ア) 上水道

水源名	地籍	種別	所有者
大石水源	佐久穂町大字八郡	湧水	佐久穂町
千ヶ日向水源	佐久穂町大字畠	湧水	企業団
宮前水源	佐久穂町大字畠	湧水・深層地下水	企業団

下畠水源	佐久穂町大字畠	浅層地下水	企業団
高岩水源	佐久穂町大字穗積	浅層地下水	企業団
高岩天神町水源	佐久穂町大字穗積	湧水	企業団
海瀬第1水源	佐久穂町大字海瀬	深層地下水	個人
海瀬第2水源	佐久穂町大字海瀬	深層地下水	企業団
海瀬第3水源	佐久穂町大字海瀬	深層地下水	企業団
海瀬第4水源	佐久穂町大字海瀬	深層地下水	個人
高野町第2水源	佐久穂町大字高野町	深層地下水	個人
高野町第3水源	佐久穂町大字高野町	深層地下水	企業団

(イ) 簡易水道

水源名	地籍	種別	所有関係
大岳水源		湧水	
うその口水源	佐久穂町大字畠	深層地下水	企業団
田頭水源	佐久穂町大字八郡	湧水	企業団
八郡水源	佐久穂町大字八郡	深層地下水	企業団
都沢第1・2水源	佐久穂町大日向	湧水	個人
都沢第3水源	佐久穂町大日向 国有林	湧水	国有林
霧久保第4・5水源	佐久穂町大日向 国有林	湧水	国有林
一の渕第6水源	佐久穂町海瀬	湧水	企業団
都沢第7水源	佐久穂町大日向 国有林	表流水	国有林
水の入水源	佐久穂町上	深層地下水	企業団
雲場水源	佐久穂町上	深層地下水	佐久穂町
館水源		湧水	
向原水源	佐久穂町海瀬	深層地下水	企業団

ウ 御代田町の状況

水源名	地籍	種別	所有関係
久能水源	御代田町大字豊昇	湧水	

エ 軽井沢町の状況

水源名	地籍	種別	所有関係
谷地沢水源	軽井沢町大字追分	湧水	企業団
笹沢水源	軽井沢町大字追分	湧水	企業団

## 8 地下水等水資源に関する現在の法令の状況

6に規定したとおり、佐久市に水道を供給している佐久水道企業団の水源は、ほとんどが地下水や湧水である。地下水を現在の法律で規制することができるか、概観すると、下記のとおりである。

### (1) 法律の状況

#### ア 水に関する規制

下記のように、地盤沈下を防止するための、地下水等の利用に関する法律はあるが、純粹に地下水保全を目的とした法律はない。

地下水の採取・利用については、工業用水法や建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）において、地盤沈下の防止を目的として、工業用井戸やビル用揚水設備を規制している都道府県知事による許可制）が、その適用は指定された地域のみである。

鉱物の掘採においては、鉱業法により、国に権利賦与の権能が与えられ、他の利益との調整について定められているのに対し、地下水の採取についてはこのような法文上の定めはない。また、鉱物・岩石・砂利等の採取に伴う地下水への影響についても、法文上の明確な規定はなく、運用上の問題として「その他の産業の利益」に該当しうるにとどまる。

名 称	制定年	地下水等の位置付け
工業用水法	1956 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令で定める地域（「指定地域」）内の井戸により地下水を採取してこれを鉱業の用に供しようとする者は、井戸ごとに、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、都道府県知事の許可を得なければならない。</li> <li>・「指定地域」の要件としては、地下水を採取したことにより、地下水の水位が異常に低下し、塩水若しくは汚水が地下水の水源に混入し、又は地盤が沈下している一定の地域について、工業の用に供すべき水の量が大であり、地下水の水源の保全を図るためにその合理的な利用を確保する必要があり、かつ、その地域に工業用水道がすでに布設され、又は一年以内にその布設の工事が開始される見込みがある場合に定める。（具体的には、宮城県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県の 10 都府県で指定されている。長野県は未指定。）</li> </ul>

建築物用地 下水の採取 量規制に関する法律 (ビル用水 法)	1962 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地域内の揚水設備により建築物用地下水を採取しようとする者は、揚水設備（井戸）ごとに、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて都道府県知事の許可を受けなければならない。</li> <li>・指定地域の要件としては、「当該地域内において地下水を採取したことにより地盤が沈下し、これに伴って、高潮、出水等による災害が生じるおそれがある場合」とされている。（具体的には、埼玉県、千葉県、東京都、大阪府の4都府県で地域指定されている。長野県は未指定。）</li> </ul>
鉱業法	1950 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、まだ掘採されていない鉱物について、これを掘探し、及び取得する権利を賦与する権能を有する（鉱業権は土地所有権とは独立した物権とみなされる）。</li> <li>・鉱業権者は、公共の用に供する施設・建物の地表地下とも 50m 以内の場所において鉱物を掘採するには、管理庁又は管理人の承諾を得なければならない。</li> <li>・掘採が、保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、その他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反するようになったと認めるときは、鉱業権の取消・縮小の処分が行える。</li> <li>・鉱物の掘採のための土地の掘さく等によって他人に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を有する。</li> </ul>
採石法	1950 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩石・砂利の採取における災害・公共施設の損傷の防止、他の産業の利益との調整については、「採取計画の認可」を通じて行われる。</li> </ul>
砂利採取法	1968 年	同上

【資料】国土庁長官房水資源部「今後の地下水利用のあり方に関する懇談会（中間報告）」（2000 年）から抜粋

法律	水に関する主な制度
河川法	河川の流水を占用しようとする者は河川管理者の許可が必要
温泉法	温泉を目的にボーリングをする場合は、温泉法に基づく許可が必要
水質汚濁防止法	工場及び事業者から公共用水域(河川、湖沼、港湾、公共の用に供される水域等)に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図る。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内において、水を放流するなど水の浸透を助成する行為、ため池・用水路等の設置する行為等については、知事の許可が必要
地すべり等防止法	地すべり防止区域内において、地下水を増加させる行為、地下水の排水施設の機能を阻害する行為、地表水の浸透を助長させる行為等については、知事の許可が必要

#### イ 土地に関する規制

土地を規制する法律は下記のとおりであるが、その内容は、土地の取引等を各法律の目的に基づき規制するものであり、地下水の保全という目的により土地の取引や所有を規制することではないため、付隨的に地下水が保全されるにすぎない。

法律	土地に関する主な制度																		
国土利用計画法	一定規模以上の土地について売買などの取引をした場合、買主は、契約締結後、2週間以内に土地の所在する市町村を通じて知事に契約内容や土地の利用目的を届出。 市街化区域…2,000m <sup>2</sup> 以上 市街化区域以外の都市計画区域…5,000m <sup>2</sup> 以上 都市計画区域外…10,000m <sup>2</sup> 以上																		
農地法	農地(採草放牧地も含む)を耕作目的で売買等を行う場合は、許可が必要(第3条許可) 同一市町村内の農地等の権利取得:農業委員会許可 市町村外の農地等の権利取得:知事許可																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>農地法</th> <th>許可が必要な場合</th> <th>許可権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4条</td> <td>自分の農地を転用する</td> <td>長野県知事</td> </tr> <tr> <td>第5条</td> <td>農地、採草放牧地を転用する目的で売買等を行う</td> <td>(2haを超える場合は、農林水産大臣と協議が必要)</td> </tr> </tbody> </table>					農地法	許可が必要な場合	許可権者	第4条	自分の農地を転用する	長野県知事	第5条	農地、採草放牧地を転用する目的で売買等を行う	(2haを超える場合は、農林水産大臣と協議が必要)					
農地法	許可が必要な場合	許可権者																	
第4条	自分の農地を転用する	長野県知事																	
第5条	農地、採草放牧地を転用する目的で売買等を行う	(2haを超える場合は、農林水産大臣と協議が必要)																	
農業振興地域の整備に関する法律(農振法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域内で、今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農用地域を設定している。</li> <li>土地開墾等農用地区内の土地を開発する場合は、知事の許可</li> <li>上記開発行為は短期間(3年間を目安)のものについて認められており、恒久的なものについては農用地区域からの除外が必要。</li> </ul>																		
都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う区画形質の変更を行う場合は、知事の許可が必要(第29条の許可)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域区分</th> <th>市街化区域</th> <th>市街化調整区域</th> <th>非線引都市計画区域</th> <th>都市計画区域外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積要件</td> <td>1,000m<sup>2</sup>以上</td> <td>全て</td> <td>3,000m<sup>2</sup>以上</td> <td>1ha以上</td> </tr> </tbody> </table>					区域区分	市街化区域	市街化調整区域	非線引都市計画区域	都市計画区域外	面積要件	1,000m <sup>2</sup> 以上	全て	3,000m <sup>2</sup> 以上	1ha以上				
区域区分	市街化区域	市街化調整区域	非線引都市計画区域	都市計画区域外															
面積要件	1,000m <sup>2</sup> 以上	全て	3,000m <sup>2</sup> 以上	1ha以上															
自然公園法	自然公園内における工作物の新築や増改築、木竹の伐採等許可(届出)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域区分</th> <th colspan="3">特別地域</th> <th rowspan="2">普通地域</th> </tr> <tr> <th>特別保護地区</th> <th>第1種</th> <th>第2種</th> <th>第3種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規制内容</td> <td>許可制 (開発不可)</td> <td>許可制</td> <td>許可制</td> <td>事前届出制</td> </tr> </tbody> </table>					地域区分	特別地域			普通地域	特別保護地区	第1種	第2種	第3種	規制内容	許可制 (開発不可)	許可制	許可制	事前届出制
地域区分	特別地域			普通地域															
	特別保護地区	第1種	第2種		第3種														
規制内容	許可制 (開発不可)	許可制	許可制	事前届出制															
森林法	<p>地域森林計画対象民有林で1haを超える規模の林地開発は知事の許可が必要</p> <p>保安林…農林水産大臣又は知事は、水源のかん養等の目的のため、森林を保安林として指定することができる。</p> <p>・伐採、放牧、土石の採掘、土地の形質変更は知事の許可が必要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所有者区分</th> <th>保安林の種類</th> <th>流域区分</th> <th>権限者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民有林</td> <td>水源かん養</td> <td>重要流域内</td> <td>農林水産大臣</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>重要流域外</td> <td>知事</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 国有林はすべて農林水産大臣が権限者、重要流域とは千曲川流域</p> <p>・新たに地域森林計画対象民有林の土地の所有者となった者は、市町村長に届出が必要(平成24年4月1日施行)</p>					所有者区分	保安林の種類	流域区分	権限者	民有林	水源かん養	重要流域内	農林水産大臣			重要流域外	知事		
所有者区分	保安林の種類	流域区分	権限者																
民有林	水源かん養	重要流域内	農林水産大臣																
		重要流域外	知事																

## 土地の規制及び水の規制に関する法律の概要

根拠法令	土地の規制				水の規制
	区分等	対象等	許可等	届出	
国土利用計画法	土地全域	1ha以上の売買	-	○	-
都市計画法	都市計画区域外	1ha以上の開発	○	-	-
	非線引都市計画区内	3,000m <sup>2</sup> 以上の開発	○	-	-
森林法	地域森林計画区域内	1ha以上の開発	○	-	-
		新たな森林の土地所有者	-	○	-
	保安林 (水源かん養)	指定 (原則開発不可)	○	-	-
自然公園法	特別地域	原則開発不可	○	-	-
農地法	農振法による農用地区域	原則開発不可	○	-	-
	上記以外の農地	農地転用	○	-	-
河川法			-	-	取水許可

### 土地の規制に関する法律により規制することができない地域

土地の区分	内容
都市計画区域内	非線引都市計画区域内の3,000m <sup>2</sup> 未満
森林(林地)	・面積が1ha未満の林地開発 ・国有林・公有林以外 ・保安林以外

上記のとおり、現在、純粹に地下水自体を保全する法律はなく、地方自治体に対応がゆだねられている。長野県及び佐久市の条例は下記のとおりである。

### (2) 長野県の条例の概要

#### 長野県水環境保全条例（抜粋）（平成4年3月19日条例第12号）

##### 第1章 総則

###### （目的）

第1条 この条例は、水環境の保全に関し、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、水環境保全総合計画の策定、水質の監視及び水道水源保全地区の指定等について必要な事項を定めることにより、水環境の保全対策の総合的な推進を図り、もって県民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

### （基本原則）

第2条 水環境の保全は、水が限られた貴重な資源であり県民の諸活動にとって欠くことのできないものであるとともに、森林その他の流域の環境によってかん養され浄化されるものであることにかんがみ、県民の諸活動並びに治水及び利水との調和を図り、将来にわたって良好な水質を保全し豊かで快適な流域の環境を創造することを基本として行うものとする。

### （県の責務）

第3条 県は、水環境の保全のための施策を推進するとともに、市町村が実施する水環境の保全のための施策に対して、必要な助言及び指導を行うものとする。

### （市町村の責務）

第4条 市町村は、県の施策に協力するとともに、当該市町村の自然的、社会的条件に応じた水環境の保全のための施策を推進するよう努めなければならない。

### （県民の責務）

第5条 県民は、日常生活の水環境に与える影響を認識し、生活排水による水質の汚濁の防止、節水等に心掛け、自ら進んで水環境の保全に努めなければならない。

2 県民は、豊かで快適な流域の環境を形成する森林等の愛育、水生動植物の愛護及び水辺の清潔保持に努めなければならない。

3 県民は、県及び市町村が実施する水環境の保全のための施策に協力しなければならない。

### （事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動の水環境に与える影響にかんがみ、自ら進んで水環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、県及び市町村が実施する水環境の保全のための施策に協力しなければならない。

### （調査研究の推進）

第9条 県は、水環境の実態把握及び水環境の保全に関する調査研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

### （環境教育の充実等）

第10条 県は、水環境の保全について、県民及び事業者の理解を深めるため、環境教育の充実その他必要な啓発活動を行うものとする。

### 第4章 水道水源保全地区

#### （水道水源保全地区の指定）

第11条 知事は、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道の水源（以下「水道水源」という。）を保全するため特に必要な区域を、その区域を管轄する市町村長の申出により、水道水源保全地区として指定することができる。

- 2 前項の規定によるほか、知事は、市町村長から他の市町村の区域に係る水道水源保全地区の指定の要請があった場合は、関係市町村長の意見を聴いて水道水源保全地区の指定をすることができる。
- 3 知事は、水道水源保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、水道水源保全地区を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 5 水道水源保全地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 6 第1項から前項までの規定は、水道水源保全地区の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

一部改正〔平成11年条例45号〕

（水道水源保全地区内における行為の事前協議）

第12条 水道水源保全地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得なければならない。

- (1) ゴルフ場の建設
- (2) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）の最終処分場の設置
- (3) 土石類の採取その他の土地の形質の変更で、変更に係る土地の面積が規則で定める規模を超えるもの
- 2 知事は、前項の協議があったときは、関係市町村長及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の同意には、水道水源の保全のために必要な限度において条件を付することができる。
- 4 次の各号に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。
  - (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
  - (2) 国又は地方公共団体が行う行為
  - (3) 河川法その他の法令の規定に基づいて行う行為のうち、水道水源の保全のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの

一部改正〔平成11年条例45号〕

### (3) 佐久市の条例の概要

条例等名	佐久市自然環境保全条例	
目的	良好な自然環境の維持、保全を通じて将来の市民の良好な生活環境の保全を図り、もって住みよい郷土の実現を図る	
指定する地域	自然保全地区	環境保全地区
	平成18年6月9日告示 市内の山林、原野(平成2年9月6日現在の登記地目が山林、原野) ただし、①自然公園の地域、②都市計画用途地域、③都市計画用途無指定の地域のうち、建築物の容積率が200%以下と定められた地域で平坦な地域を除く。(平坦とは、勾配が概ね10%以下をいう。)	平成18年6月9日告示 市内で郷土歴史的な特色を有する地区のうち、生活環境の保全が必要と市が指定した地区(神社、仏閣、史跡、全160か所)
許可が必要な行為	・設置する井戸の揚噴水量(人力井、自噴井含む) <u>10m<sup>3</sup>/日</u> を超える	・設置する井戸の揚噴水量(人力井、自噴井含む) <u>5m<sup>3</sup>/日</u> を超える
規制方法	許可制	○(一部協定)
	届出制	○(一部協定)
許可基準	・井戸を設置する場合、量水計を設置し、隣接する既存井戸(設置しようとする井戸から半径300m以内のものに限る)の所有者の同意を得ている ・行為地の区域及び周辺の地形、地質、地下水、地盤等について調査のうえ計画されている	

## 【佐久市自然環境保全条例上の自然保全地区と佐久水道企業団の水源地との対照図】



地下水等水資源を保全するには、①地下水は土地の所有権に含まれる（民法第207条）ため、土地を規制する方法と、②上水道等に利用されているため、地域共有の財産であり、公的なものとみなして、土地の所有権から分離して、別に規制する方法がある。

土地の規制・・・地下水は土地の所有権に含まれる。  
土地を規制すると、地下水を規制することになる。

水の規制・・・土地と地下水を切り離して、地下水自体を規制する。→各市町村条例で対応

## 9 信州佐久の「水」を守るシンポジウムで実施した佐久市における水資源保全対策に対する意見について

佐久市民及び佐久地域の住民の皆様の地下水等水資源保全について、意識喚起を図るため、下記のとおりシンポジウムが開催された。

- (1) 主催  
佐久市、財団法人自治総合センター

(2) 協賛  
佐久市議会

(3) 後援  
長野県、小諸市、東御市、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、  
南佐久郡町村会、佐久水道企業団、浅麓水道企業団

(4) 日時  
平成23年7月30日（土）午後2時から5時まで

(5) 場所  
長野県佐久勤労者福祉センター

(6) 内容

①基調講演 演題 「世界水戦争の時代を生き抜く」  
講師 ㈱独立総合研究所 代表取締役社長・兼・  
首席研究員 青山繁晴氏

②パネルディスカッション  
<テーマ>「水資源を守り、育み、未来に引き継いでいくために」  
<コーディネーター> ㈱独立総合研究所  
代表取締役社長・兼・首席研究員 青山繁晴氏  
<パネリスト>・有本香氏（ジャーナリスト）  
・佐々木定男氏（佐久穂町長）  
・須田竹彦氏（佐久水道企業団局長）  
・中屋眞司氏（信州大学工学部教授）  
・吉原祥子氏（公益財団法人東京財団研究員・  
政策プロデューサー）

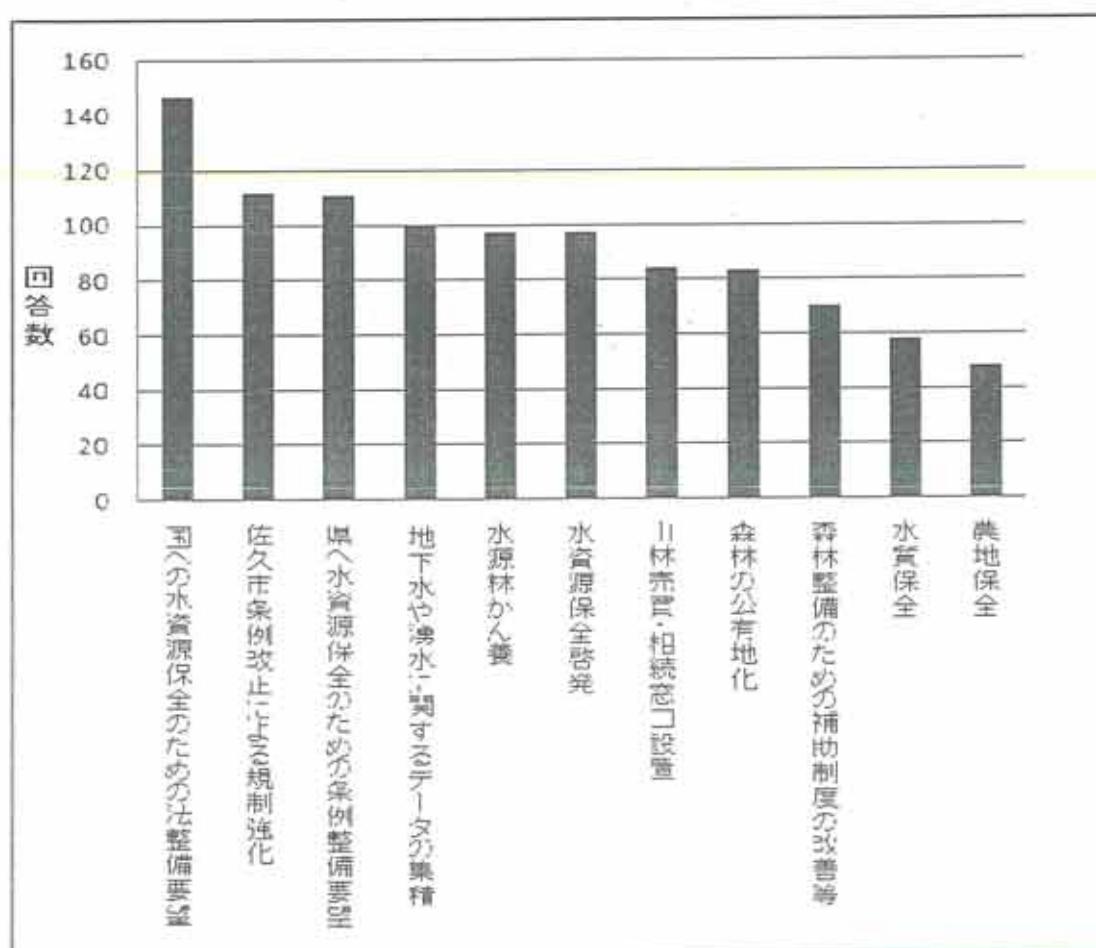
③シンポジウム参加者数 577人

④アンケート実施・・・ 提出数262枚 (提出率 45.4%)

## 「佐久市における地下水等水資源保全策についてアンケート結果」

(選択式、複数回答あり)

選択肢の内容	回答数	比率(%)
国への水資源保全のための法整備要望	147	56.1
佐久市条例改正による規制強化	112	42.7
県へ水資源保全のための条例整備要望	111	42.4
地下水や湧水に関するデータの集積	100	38.2
水源林かん養(森林整備を含む)	97	37.0
水資源保全啓発	97	37.0
山林売買・相続窓口設置	84	32.1
森林の公有地化	83	31.7
森林整備のための補助制度の改善(創設)	70	26.7
水質保全	58	22.1
農地(特に田)保全(水を張る等)	48	18.3



## (設置)

第1条 佐久市における地下水等水資源の保全に係る方針及び方策に関する研究及び検討を行うため、佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (任務)

第2条 委員会は、地下水等水資源の保全に係る方針及び方策に関する研究及び検討を行い、その成果を市長に報告するものとする。

## (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 民間諸団体の代表者又は職員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでの間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

## (専門部会)

第7条 委員会は、特定の事項を調査するため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部公園緑地課において処理する。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会名簿		
委員長	中屋 真司	信州大学工学部土木工学科教授
副委員長	小池 茂見	佐久市副市長
委員	室賀 俊樹	室賀法律事務所 弁護士
委員	竹下 欣宏	信州大学教育学部理数科学教育助教
委員	小松 守男	佐久浅間農業協同組合 代表理事副組合長
委員	阿部 真一	佐久商工会議所 副会頭
委員	浅沼 信治	公募委員
委員	森井泉 忠雄	公募委員
委員	須田 竹彦	佐久水道企業団局長
委員	茂木 正文	浅薙水道企業団局長
委員	宮下 克彦	長野県佐久地方事務所環境課長
委員	金澤 英人	佐久市建設部長

#### 佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会の開催経緯

##### 1 第1回会議

日時：平成23年6月27日（月） 午前10時00分～12時00分

場所：佐久市役所 8階大会議室

##### 【議題】

- (1) 専門部会の設置について
- (2) 水資源に関する説明について
  - ・地下水等水資源の現状について
  - ・佐久市自然環境保全条例等について
- (3) 長野県水環境保全条例等について
- (4) 水道事業者の水源、給水地域、配水池等の現状の報告について
- (5) 各委員からの意見等について

##### 2 第2回会議

日時：平成23年7月20日（水） 午前9時45分～12時00分

場所：佐久市役所 議会棟第三委員会室

##### 【議題】

- (1) 現在の法令による水資源保全状況と課題について
- (2) 佐久市における地下水等の利用状況について
- (3) 各委員からの意見等について

##### 3 第3回会議

日時：平成23年8月30日（火） 午前10時00分～12時00分

場所：佐久市役所 501会議室

#### 【議題】

- (1) 佐久市における水資源保全対策等の意見について  
(シンポジウムにおけるアンケート結果より)

- (2) 地下水等水資源の保全に関するルールづくりについて

##### 4 第4回会議

日時：平成23年9月22日（木） 午後1時30分～3時30分

場所：佐久市役所 501会議室

#### 【議題】

- (1) 第三回地下水等水資源保全研究検討委員会会議録の確認について
- (2) 地下水等水資源の保全に関するルールづくりについて
- (3) 国及び県への要望について
- (4) 佐久市内における業務用で井戸を利用している者の取水量調査結果について

##### 5 第5回会議

日時：平成23年10月12日（水） 午前10時00分～12時00分

場所：佐久市役所議会棟2階第一委員会室

#### 【議題】

- (1) 地下水等水資源の保全に関するルールづくりについて
- (2) 国及び県への要望並びに県、周辺市町村及び水道事業者との連携等について
- (3) 佐久市内における業務用で井戸を利用している者の取水量調査結果について
- (4) 佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会提言書に記載する項目（案）について

##### 6 第6回会議

日時：平成23年11月21日（月） 午前10時00分～12時00分

場所：佐久市役所議会棟2階第一委員会室

#### 【議題】

- (1) 佐久市水資源保全条例（仮称）検討案の内容について
- (2) 提言書（案）の内容について

##### 7 第7回会議

日時：平成23年12月14日（水） 午前10時00分～12時00分

場所：佐久市役所5階501会議室

#### 【議題】

- (1) 佐久市水資源保全条例（仮称）検討案の内容について
- (2) 提言書（案）の内容について

## 第2章 望ましい環境像

### 第1節 望ましい環境像

第一次佐久市総合計画では、本市が目指す将来都市像を「叡智と情熱が結ぶ、21世紀の新たな文化発祥都市」～一人ひとりのための温かみと豊かさのある生活空間～と定めています。将来都市像の実現に向けた基本構想の柱として、6つの項目が設定されており、その一つに「水と緑きらめく自然と共に生きる快適環境の創出」が掲げられています。

市民は、豊かな自然に囲まれながら、安心して暮らしていくことのできる環境を求めていきます。

このため、祖先たちから託された潤いのある豊かな自然を大切にしながら、将来にわたって安心して住み続けることのできる、やすらぎに満ちたまちづくりを進めていく必要があります。

こうしたことを踏まえ、環境基本計画における望ましい環境像を以下のとおり定めます。



緑きらめく自然を、みんなの方で未来に伝える

私たちは、自然と共生した生活を営んでいた先人の知恵に学びながら、緑豊かな自然を守り育て、ふるさとの未来に豊かな環境を創り上げていくため、たゆまぬ努力を重ねていかなければなりません。

そうした努力があつてはじめて、私たち人間はもとより、生態系のすべての生きものが穏やかに暮らすことのできる環境がもたらされ、将来の世代に確かな未来を約束することにもつながります。

また、地球環境を守るために、本市においては循環型社会の構築に努め、化石燃料の使用を控え、豊かな太陽エネルギーや自然から生まれたバイオマスエネルギーなど新エネルギーの利用を進めています。



### 第2節 施策の基本方針

「望ましい環境像」を実現するため、本市では以下に定める基本方針のもとに、さまざまな環境施策を実施します。

#### 1. 安全な生活環境の保全

大気、水、土壌等を良好な状態に保つことにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ります。

#### 2. 良好な自然環境の保全

森林、農地、水辺地等の良好な自然環境を保全しつつ、その適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保します。

#### 3. 快適な環境の創造

自然環境と一体となった美しい景観及び地域特性を生かした人に潤いと安らぎを与える快適な環境を創造します。

#### 4. 循環型社会の構築

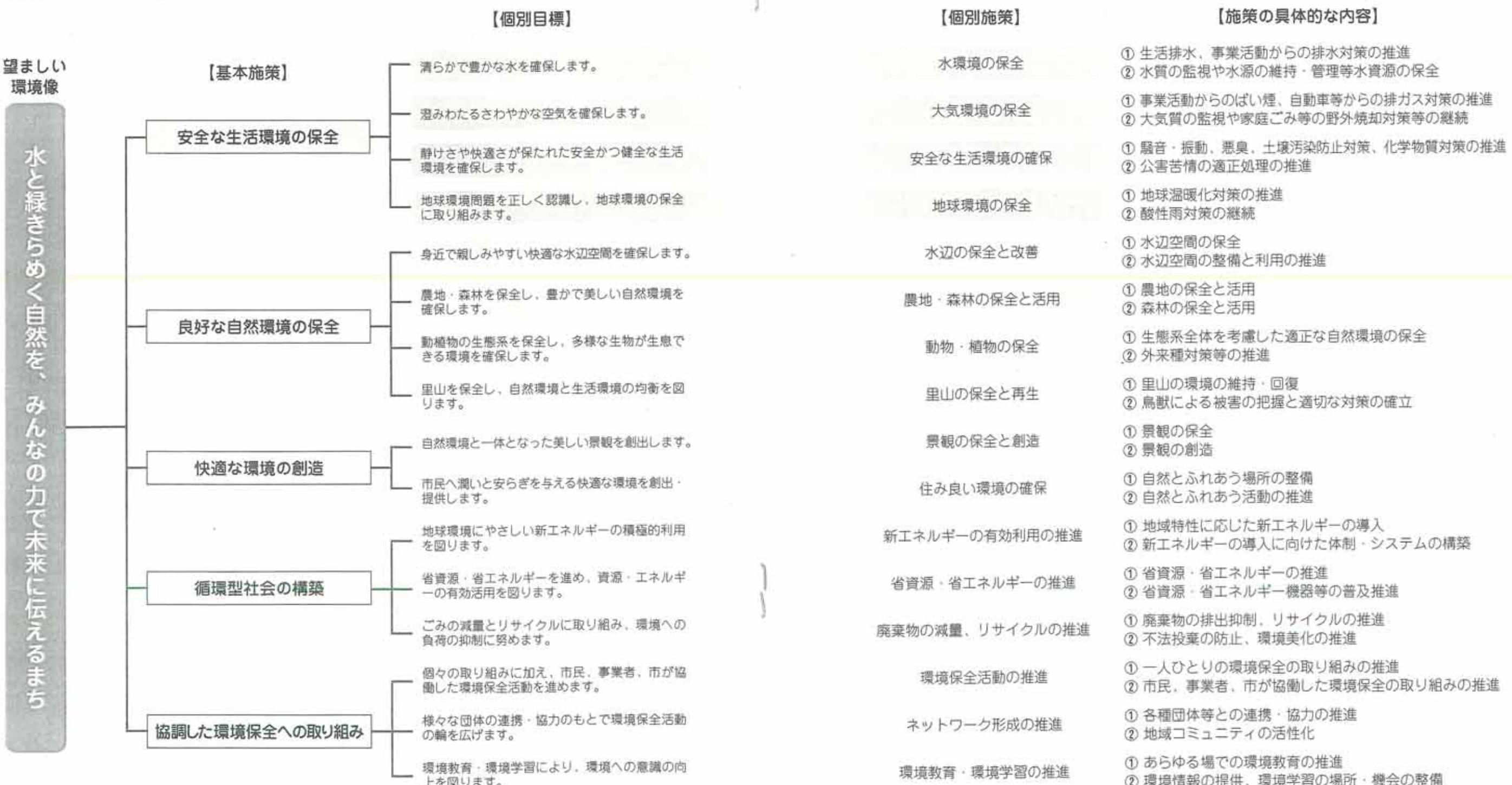
資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用並びに廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築します。

#### 5. 協調した環境保全への取り組み

市民及び事業者の環境の保全等に資する自主的かつ積極的な取り組みが促進されるよう、環境に関する教育、啓発等を行うとともに、市民、事業者及び市が協調して環境の保全等に取り組むことのできる社会を構築します。

### 第3章 施策の体系

市民の環境問題に対する意識は高く、特に地球温暖化問題への関心が非常に高いことが市民アンケート調査の結果で示されています。地球温暖化問題は、市民や事業者の日常生活や事業活動が大きな原因となっているため、従来の公害や自然破壊のように特定の事業者等の責任とすることができないことが特徴となっており、従来の方法では有効な対策を講じることができません。



また、環境問題の広がりと複雑化に伴い、その対策も様々な分野に横断的に関わっているため、従来の環境問題のように個別に施策を講ずることのみでは十分な効果は期待できません。

このため、本計画では以下に示す施策体系に従い、環境保全のための施策を総合的、体系的に実施することにより、「望ましい環境像」の実現を目指します。また、各施策の実施による効果については、該当する環境分野における一面的な評価ではなく、全体的、多角的な評価を行うものとします。

○佐久市環境基本条例

平成 17 年4月1日条例第 110 号

佐久市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針(第7条)

第2節 基本的施策(第8条—第 19 条)

第3節 施策の推進体制(第 20 条)

第3章 佐久市環境審議会(第 21 条—第 25 条)

第4章 雜則(第 26 条)

附則

私たちのまち佐久市は、浅間・荒船・八ヶ岳・蓼科の雄大な山なみと、千曲の清流とが織り成す豊かな風土と歴史に恵まれた、美しい高原のまちである。

私たち市民は、この自然を愛し、自然と共に暮らし、様々な文化や産業を育んできた。

しかしながら、資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させる今日の社会経済活動は、私たちに物の豊かさと便利さをもたらした一方で身近な自然の減少など環境の悪化を招き、さらにはすべての生物の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、豊かな自然の恵みとその自然がもたらす健全な環境を享受するとともに、この環境を次世代に引き継いでいくため、自然と人とが共生できる社会をつくりあげていく必要がある。

こうした考え方立ち、良好な自然環境と健全な社会環境の保全及び創造を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全等は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とされる良好な環境を確保するとともに、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、自然と人とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、すべての市民の積極的な取組によって行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題として、すべての事業活動や日常生活において、環境の保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の規定により施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全等に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴って生じる公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、環境への負荷の低減その他環境の保全等に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(年次報告)

第6条 市長は、環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全等に関する施策を次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 大気、水、土壤等を良好な状態に保つことにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 森林、農地、水辺地等の良好な自然環境を保全しつつ、その適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保すること。
- (3) 自然環境と一体となった美しい景観及び地域特性をいかした人に潤いと安らぎを与える快適な環境を創造すること。
- (4) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用並びに廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (5) 市民及び事業者の環境の保全等に資する自主的かつ積極的な取組が促進されるよう、環境に関する教育、啓発等を行うとともに、市民、事業者及び市が協調して環境の保全等に取り組むことのできる社会を構築すること。

第2節 基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、環境の保全等について基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たり、市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、第21条に規定する佐久市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全等について配慮しなければならない。

(規制的措置)

第10条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第11条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置をとるよう誘導することにより、環境の保全上の支障を防止するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業に係る環境配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業に係る環境の保全等について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に資する施設の整備)

第13条 市は、環境の保全等に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、環境の保全等に資する活動を行う意欲が増進されるよう環境教育及び環境学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が地域において自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。  
(環境情報の整備と提供)

第17条 市は、環境の保全等に関する必要な情報を体系的に整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第18条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査及び監視体制の整備に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する協力)

第19条 市は、地球環境の保全に資する施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体その他関係機関と協力して、その推進に努めるものとする。

### 第3節 施策の推進体制

(施策の推進体制の整備)

第20条 市は、事業者及び市民の協力の下に、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

### 第3章 佐久市環境審議会

(設置)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、佐久市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ環境の保全等に関する基本的事項について調査し、又は審議するほか、必要に応じ環境の保全等に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第22条 審議会は、委員20人以内で組織し、委員は、市長が委嘱する。この場合において、委嘱する委員は、環境の保全に関し識見を有する者を含まなければならない。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 24 条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、審議会の意見を聴いて市長が委嘱する。

3 専門委員は、審議会に出席し、専門的立場から意見を述べることができる。

4 専門委員は、当該専門的事項について調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第 25 条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の事務について委員及び専門委員を補佐する。

#### 第4章 雜則

(委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市環境基本条例(平成 13 年佐久市条例第 11 号)、自然との共生を目指す臼田町条例(平成 11 年臼田町条例第 18 号)、自然との共生を目指す臼田町条例施行規則(平成 11 年臼田町規則第 17 号)又は臼田町環境審議会条例(平成 11 年臼田町条例第 19 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。